

第22期第7回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年3月10日（木） 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

- (1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
令和4年管理年度の漁獲可能量の設定・・・資料1
令和3年管理年度の漁獲可能量の変更・・・資料1—2
- (2) 宗像地区におけるまき網漁業の4月操業について（協議）
資料2
- (3) 関門海域におけるマダコの新採捕制限に係る委員会指示について（協議）
資料3
- (4) 令和4年上期土石採取計画変更について（協議）
資料4
- (5) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（報告）
資料5
- (6) 第22期第1回筑肥連合海区漁業調整委員会について（報告）
資料6
- (7) その他



資料1
(22期7回筑前漁調委)
(令和4年3月10日)

3水第4419号

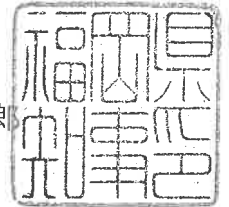
令和4年3月2日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)

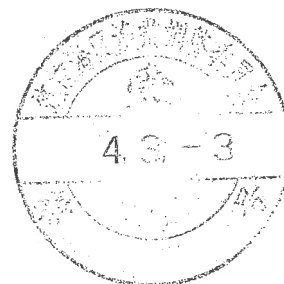


特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)

令和4年4月1日より「するめいか」及び「くろまぐろ (小型魚)」、「くろまぐろ (大型魚)」の令和4管理年度が開始されます。

漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という)第16条第1項で、都道府県知事は都道府県資源管理方針に即して、国から定められた都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

今般、「するめいか」及び「くろまぐろ (小型魚)」、「くろまぐろ (大型魚)」の令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量が示されたことを受け、「するめいか」及び「くろまぐろ (小型魚)」、「くろまぐろ (大型魚)」に関する知事管理漁獲可能量を定めたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即し、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和4年4月1日より令和4管理年度が開始される「するめいか」及び「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」の知事管理漁獲可能量を定めることについて、法第16条第2項の規定*に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。

※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の設定について】

- ・福岡県資源管理方針で、「するめいか」及び「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」の都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準を下記のとおりとしている。

○都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準

するめいか：全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分

くろまぐろ（小型魚）：全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分

くろまぐろ（大型魚）：全量を福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分に配分

- ・今回、対象魚種の令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量は下表のとおり示されたことから、福岡県資源管理方針に即し、「するめいか」及び「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量を下表のとおり設定することとしたい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	令和4管理年度	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量	
			知事管理区分	配分数量
するめいか	4/1～3/31	現行水準	福岡県するめいか 知事管理区分	現行水準
くろまぐろ (小型魚)	4/1～3/31	10.8トン	福岡県くろまぐろ (小型魚)知事管理区分	10.8トン
くろまぐろ (大型魚)	4/1～3/31	7.9トン	福岡県くろまぐろ (大型魚)知事管理区分	7.9トン

下線部：今回諮問事項

【別紙】

- ・資料 1-3 知事管理用各可能量に係る告示案
- 資料 1-4 都道府県別漁獲可能量に係る通知
- 資料 1-5 福岡県資源管理方針（抜粋）

告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、するめいか及びくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の令和 4 管理年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた 都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
するめいか	現行水準	福岡県するめいか 知事管理区分	現行水準
くろまぐろ （小型魚）	10.8 t	福岡県くろまぐろ （小型魚）知事管理区分	10.8 t
くろまぐろ （大型魚）	7.9 t	福岡県くろまぐろ （大型魚）知事管理区分	7.9 t

福岡県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.09%	100 トン未満

（注記）基本シェアの算定期間（するめいか：平成 30 年から令和 2 年、その他：平成 29 年から令和元年）の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない

福岡県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)
くろまぐろ (小型魚)	10.8トン
くろまぐろ (大型魚)	7.9トン

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福岡県するめいか知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。



資料1-2
(22期7回筑前漁調委)
(令和4年3月10日)

3水第4588号

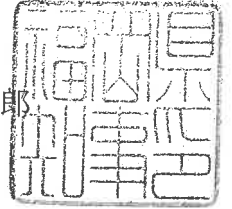
令和4年3月8日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

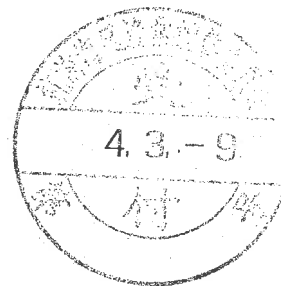
(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という)第16条第1項で、都道府県知事は都道府県資源管理方針に即して、国から定められた都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

今般、「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量が変更されたことを受け、知事管理漁獲可能量の変更を行いたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



特定水産資源の知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即し、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和3管理年度「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の都道府県別漁獲可能量が変更となったため、知事管理漁獲可能量を変更する必要がある。
- ・このため、知事管理漁獲可能量を変更することについて、法第16条第2項の規定*に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。

※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようと（変更しようと）するときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の変更について】

- ・福岡県資源管理方針で、「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準を下記のとおりとしている。

○都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準

くろまぐろ（小型魚）：全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分

くろまぐろ（大型魚）：全量を福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分に配分

- ・「くろまぐろ（小型魚）」については、現在、都道府県別漁獲可能量が16.8トンであり、その全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分していたが、今回本県に定められた都道府県別漁獲可能量が、石川県及び青森県、宮城県より合わせて3.4トンの融通を受け20.2トンに変更となったため、福岡県資源管理方針に基づき、福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分を20.2トンに変更とするもの。
- ・「くろまぐろ（大型魚）」については、現在、都道府県別漁獲可能量が7.9トンであり、鹿児島県へ3トン融通したことによって変更となった都道府県別漁獲可能量の全量を、福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分に配分し、4.9トンに変更とするもの。

表 本県で変更しようとする都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量

特定水産資源	令和3管理年度	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量	
			知事管理区分	配分量
くろまぐろ (小型魚)	4/1~3/31	<u>20.2トン</u>	福岡県くろまぐろ (小型魚)知事管理区分	<u>20.2トン</u>
くろまぐろ (大型魚)	4/1~3/31	<u>4.9トン</u>	福岡県くろまぐろ (大型魚)知事管理区分	<u>4.9トン</u>

下線部：今回諮問事項

【別紙】

- 資料 1-2 知事管理漁獲可能量に係る告示案
- 資料 1-3 都道府県別漁獲可能量の融通の通知
- 資料 1-4 都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会（参考）
- 資料 1-5 福岡県資源管理方針（抜粋）

告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年3月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた 都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
くろまぐろ （小型魚）	20.2 t	福岡県くろまぐろ （小型魚）知事管理区分	20.2 t
くろまぐろ （大型魚）	4.9 t	福岡県くろまぐろ （大型魚）知事管理区分	4.9 t

別記様式第 15 号（漁業法第 15 条関係）

3 水管第 3029 号
令和 4 年 3 月 8 日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表） くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	16.8 トン	17.8 トン
くろまぐろ (大型魚)	7.9 トン	4.9 トン

別記様式第 12 号（漁業法第 15 条関係）

3 水管第 3031 号
令和 4 年 3 月 8 日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る
意見照会

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更するにあたり、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、令和 4 年 3 月 15 日（火）までに提出願います。

記

（表）くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	17.8 トン	20.2 トン
くろまぐろ (大型魚)	4.9 トン	4.9 トン

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で7.0万トン、生産額は295億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1まあじ」から「別紙1-6まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業(日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。)及びくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業(大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分に配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

要望書

(22期7回筑前漁調委)
(令和4年3月10日)

平素より、宗像地域の漁業振興につきましては、多大なご尽力を賜ると共に格段のご指導・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

◎ 現状と経緯

宗像漁協のまき網は、現在5ヶ統が操業しており、水揚げ高の30%超を占める基幹漁業となっています。しかしながら、近年、漁獲量低下と魚価低迷による水揚げ高の減少に加え、燃油費高騰などの経費増加により、まき網の経営は年々厳しさを増してきております。そのため、経費の削減に努めているしだいです。それでも将来を悲観し、まき網船を降りて、かごやさし網、つり等に転業する乗組員が相次いでおり、人出不足から操業の維持が困難になりつつある状況です。まき網がもし廃業するようなことになれば、組合経営への打撃や、乗組員の他種漁業への転業による漁場の過密化など、その影響は計りしれません。

そこで、経営の改善を目的として操業期間の拡大を要望し、平成27年から7年間、以降、も継続して4月15日からの試験操業に取り組んでまいりました。その結果、過去3年は、水揚げ金額の向上という結果が得られましたが、令和3年におきましては新型コロナウイルスの影響を受け魚価安、燃油の高騰と依然として厳しい年でありました。その一方で、他種漁業からの理解が完全に得られていない部分もあります。

このため、宗像漁協といたしましては、まき網経営の改善、ひいては漁協経営の安定、漁場秩序の維持を目的として、また、今後の円滑な操業のため、取り組む必要があると判断いたしました。

そこで、下記のとおり4月の試験操業の延長許可を要望いたしますので、漁業者の窮状をお察しいただき、特段のご高配のほどよろしくお願いいたします。

なお、試験操業の延長については、別紙のとおり関係漁協の同意も得られておりますことを申しそえます。

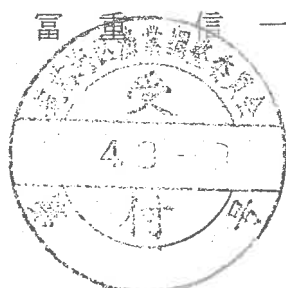
記

◎ 要望内容

条件内容	要 望	備 考
延長操業期間	4月15日～30日	令和4年度試験操業 (毎年、関係地区の同意を得て操業)
延長期間の操業区域	距岸8マイル・沖ノ島 8マイル以遠	4月の間は左記の区域 (大中まき網操業区域 と同じ。別紙参照)

筑前海区漁業調整委員会

会 長 富 重 信 一 殿



令和4年3月8日

宗 像 漁 業 協 同 組
代表理事組合長 桑 村 勝



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(本年度1年限り、次年度以降は毎年協議)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和4年 3 月 7 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

組合名

代表者名

福岡県糸島市志摩町778番地5
糸島市漁業協同組合
代表理事組合長 竹西利弘



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(本年度1年限り、次年度以降は毎年協議)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和4年 3月 7日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

福岡市西区愛宕浜4丁目49番1号
組合名 福岡市漁業協同組合

代表理事組合長 藤野 秀 司
代表者名



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(本年度1年限り、次年度以降は毎年協議)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和4年 3月 8日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

組合名 福岡県糟屋郡新宮町相島1559
新宮相島漁業協同組合

代表者名 代表理事
組合長 桑村 勝士



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(本年度1年限り、次年度以降は毎年協議)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和4年 3月 8日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

福岡県遠賀郡岡垣町大字波津1675番地

組合名

遠賀漁業協同組合
代表理事組合長 中西隆雄

代表者名



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(本年度1年限り、次年度以降は毎年協議)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和4年 3月 9日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

北九州市若松区大字安屋1742番地

組合名

ひびき漁業協同組合

代表理事
組合長

本田 義人

代表者名



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(本年度1年限り、次年度以降は毎年協議)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和4年 3月 7日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

〒808-0008 北九州市若松区大字小竹3008番地7

組合名

北九州市漁業協同組合

代表理事
組合長 長村 秀 男

代表者名



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(本年度1年限り、次年度以降は毎年協議)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和4年 3月 7日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

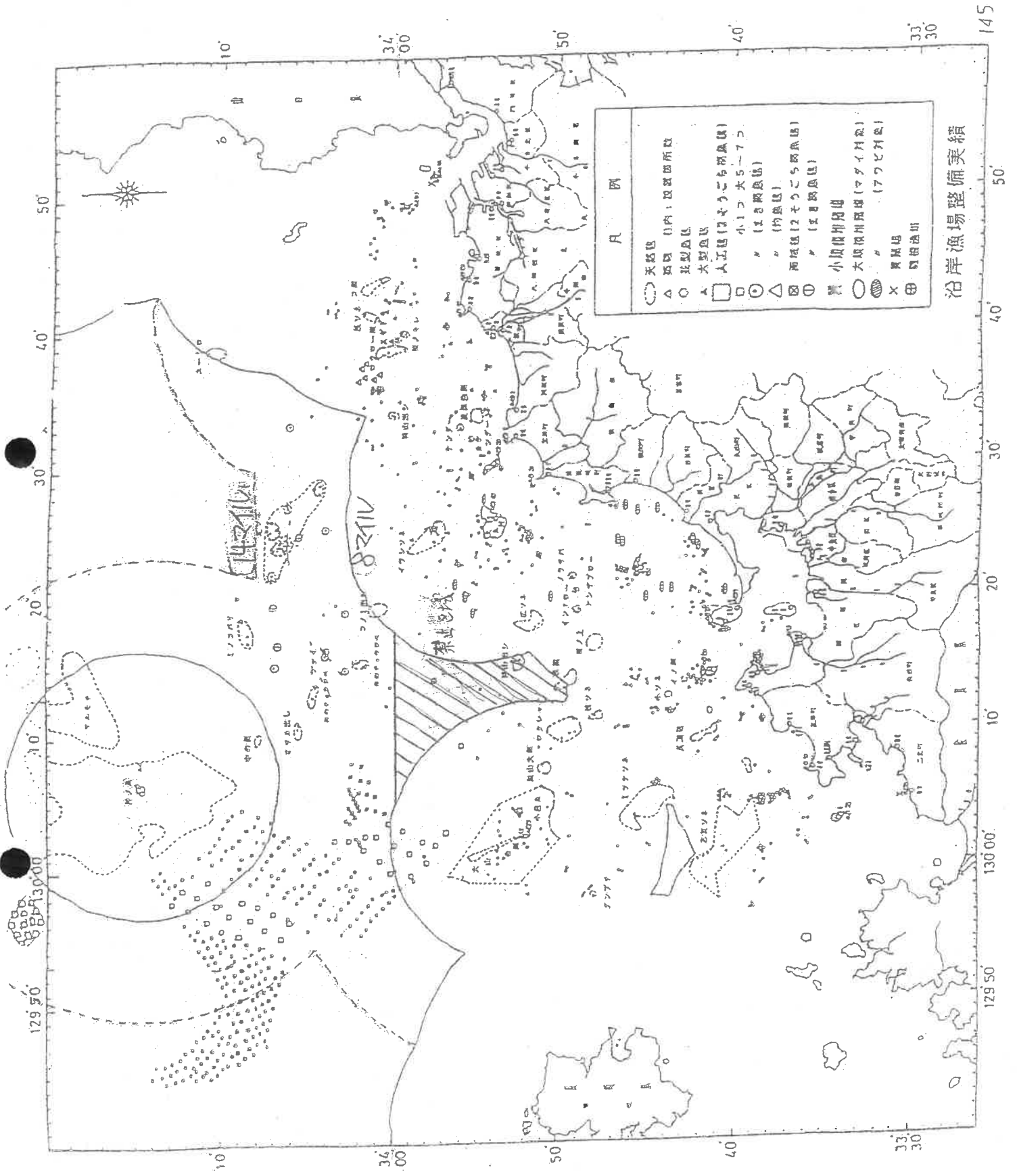
住所 〒808-0008 北九州市若松区大字小竹3008番地7

組合名 北九州9ヶ浦漁業権管理委員会

代表者名 委員長 梶原 康 弘

代表者名





沿岸漁場整備実績

あじ・さばまき網漁業（4月操業）許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
宗像地区 (鐘崎、大島)	5	宗像市

(2) 船舶の総トン数

網船は15トン未満とする。

(3) 操業区域

筑前海区海面

(4) 漁業時期

4月15日から4月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。
過去3年間において操業実績のあった者（5～12月操業含む。）。

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

- (1) 最大高潮時海岸線から8海里以内の海域においては操業してはならない。
- (2) 日の出から日没までの間は操業してはならない。
- (3) まき網漁業の付属船は、知事の認可を受けた船舶以外を使用してはならない。
- (4) まき網漁業に使用する漁船には、1漁船につき集魚灯に使用する電球10キロワットをこえる電気設備をしてはならない。
- (5) まき網漁業には、1統につき網船を含み3隻をこえる灯船を使用してはならない。

4 休業届

やむを得ず漁業を休業する場合は、様式第1号により休業届を提出するものとする。

5 申請書の添付書類等

許可申請者は、本漁業に使用する付属船（灯船、魚探船、運搬船）に関し、別に定める「あじ・さばまき網漁業に係る付属船の認可要領」により必要書類を提出するものとする。

- 6 資源管理の状況等の報告
許可を受けた者は、翌月の末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

(様式第1号)

あじ・さばまき網漁業休業届

年 月 日

福岡県知事

殿

住所

氏名

● 下記理由により〇〇年度はあじ・さばまき網漁業を休業しますので届出します。

記

休業の理由

--

あじ・さばまき網漁業に係る付属船の認可要領

あじ・さばまき網漁業は、許可船（網船）及び付属船によって構成される「船団」によって操業される。当漁業に使用する付属船の認可については、この要領により処理するものとする。

1 付属船の種類（使用区分）

付属船の種類は、灯船，魚探船，運搬船とし、その使用区分の重複は認めるが、使用区分に記載されていない業務を行ってはならない。

2 付属船の認可基準

- (1) 付属船の認可隻数は、6隻を上限とする。漁業協同組合経営のまき網に限り9隻を上限とするが、実際の操業に使用できるのは認可された内の6隻以内とする。
- (2) 付属船は、福岡県の漁船登録を受けた総トン数20トン未満の船舶でなければならない。また、1船団当りの付属船の合計総トン数は100トン未満でなければならない。

3 船団の構成

船団の構成は、原則として同一漁業協同組合内に限る。ただし、経営の合理化等やむを得ない理由により船団の構成が他組合にまたがる場合は、筑前海区漁業調整委員会と協議の上処理する。

4 認可申請書類について

まき網漁業の許可申請者は、申請時にあじ・さばまき網漁業付属船認可申請書（様式第1号）を添付しなければならない。

付属船の変更が生じたときは、あじ・さばまき網漁業に使用する付属船変更認可申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

5 まき網漁業付属船認可証

認可した付属船については、様式第3号により申請者に対し認可証を交付する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

(様式第1号)

あじ・さばまき網漁業付属船認可申請書

年 月 日

福岡県知事

殿

住所

氏名

あじ・さばまき網船
さいますようお願いします。

丸に係る付属船として下記船舶を使用したいので認可下

記

使用区分	船名	漁船登録番号	総トン数	馬力数	使用者氏名
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	

(様式第2号)

あじ・さばまき網漁業付属船変更認可申請書

年 月 日

福岡県知事

殿

住所

氏名

あじ・さばまき網船 丸に係る付属船について下記のとおり船舶を変更したいので認可下さいますようお願いいたします。

記

1 使用船舶

	変更前	変更後
使用区分		
船名	丸	丸
漁船登録番号	FO -	FO -
総トン数	トン	トン
馬力数	馬力	馬力
使用者氏名		

2 変更理由

(様式第3号)

あじ・さばまき網漁業付属船認可証

あじ・さばまき網船 丸（許可番号 ）に係る付属船について
は下記のとおり認可します。

記

使用区分	船名	漁船登録番号	総トン数	馬力数	使用者氏名
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	

年 月 日

福岡県知事

(現行)

筑前海区漁業調整委員会指示第187号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。

令和元年5月28日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

福岡県海域のうち、次のA線、B線及びC線と陸岸によって囲まれた海域。

A線：福岡県北九州市若松区響町埋立地護岸東北端と山口県下関市竹ノ子島西南端を結んだ直線。

B線：福岡県北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点(D点)と北九州市小倉北区藍島西端からD点を見通す線上の北九州市戸畑区新日本製鐵株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識を結んだ直線。

C線：北九州市門司区旧門司門司埼灯台と山口県下関市火の山下潮流信号所を見通した直線。

2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示期間

令和元年6月1日から令和4年5月31日まで。

(原案)

筑前海区漁業調整委員会指示第203号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコ^{（イセエビ）}の乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合は、この限りではない。

令和4年 月 日（公報登載日）

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一

1 指示の適用海域

福岡県海域のうち、次のA線、B線及びC線と陸岸によって囲まれた海域。

A線：福岡県北九州市若松区響町埋立地護岸東北端と山口県下関市竹ノ子島西南端を結んだ直線。

B線：福岡県北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点(D点)と北九州市小倉北区藍島西端からD点を見通す線上の北九州市戸畑区日本製鉄株式会社九州製鉄所埋立護岸に設定した標識を結んだ直線。

C線：北九州市門司区旧門司門司埼灯台と山口県下関市火の山下潮流信号所を見通した直線。

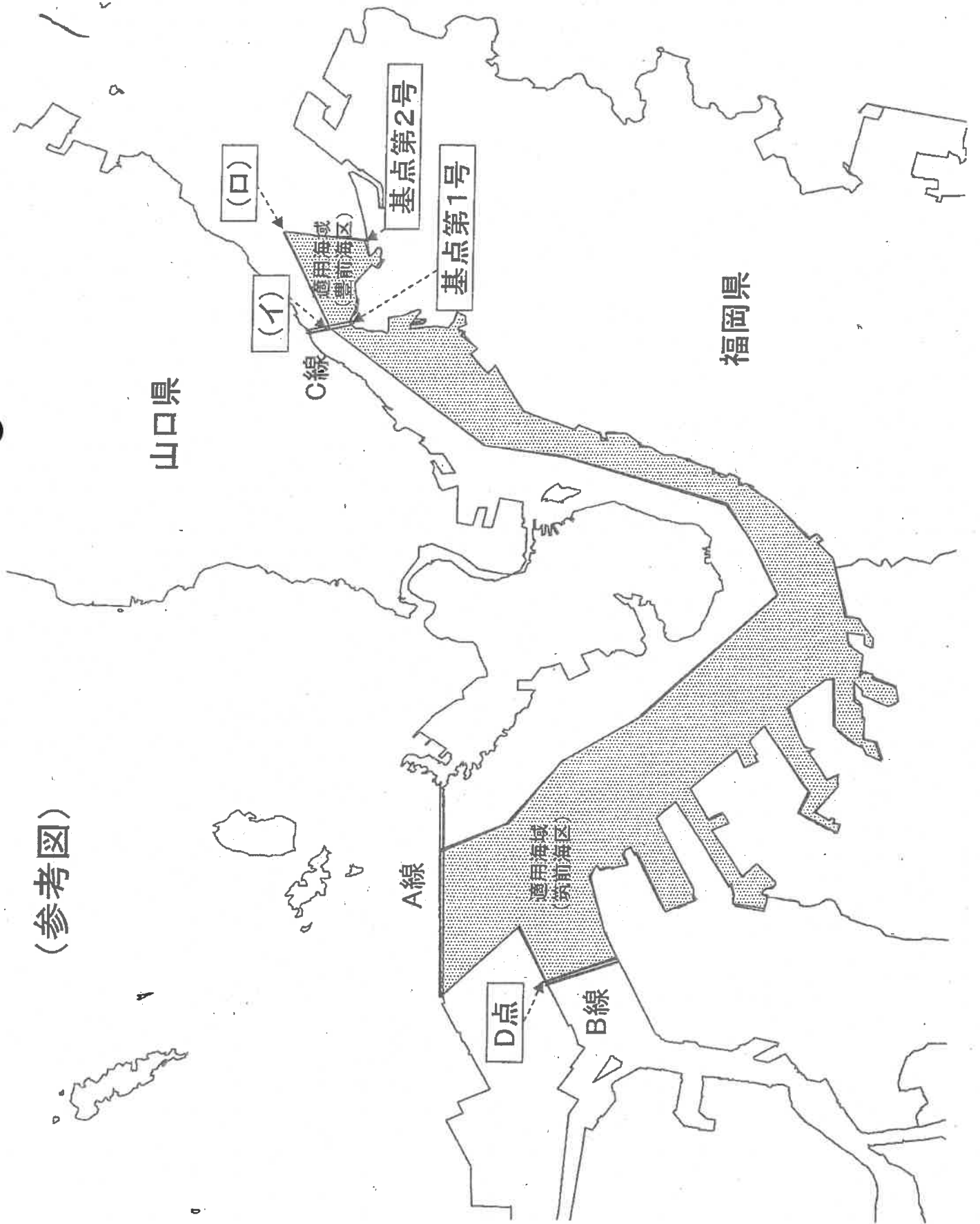
2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

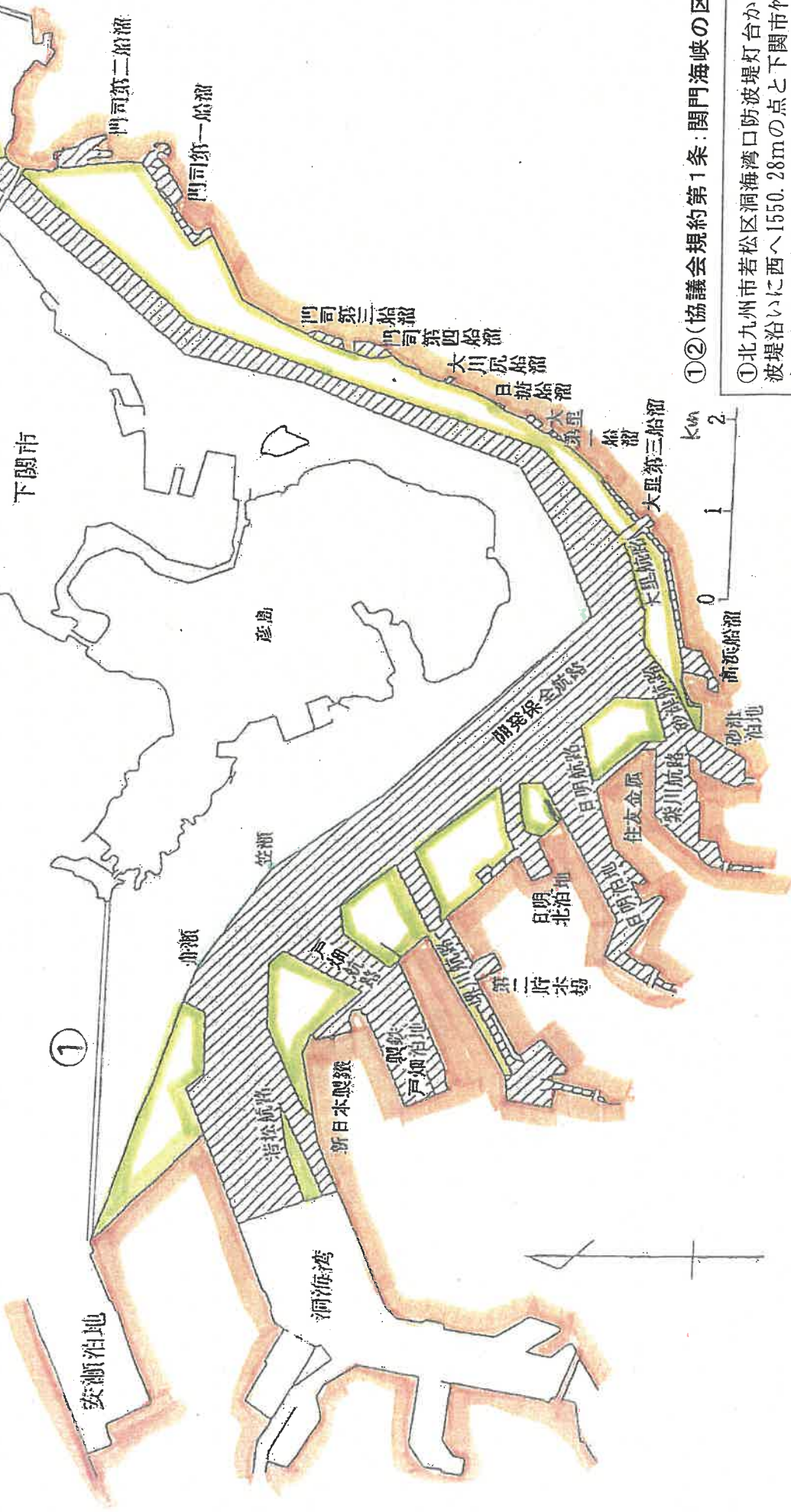
(参考図)



資料 2-1
 (19期16回筑前漁調委)
 (平成21年11月16日)

筑共第19号共同漁業権漁場除外区域概要図

和合良島



①②(協議会規約第1条:関門海峡の区域より)

- ①北九州市若松区洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1550.28mの点と下関市竹ノ子島西南端を結んだ直線
- ②北九州市門司区大字大久保、田浦埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70cmのところから設定した標識から真方位7度30分でひいた直線(豊共1号と豊共2号の境界)の区域



令和4年2月7日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 殿

北九州市関門海峡たこ協議会
会長 藤島 重治

関門海峡におけるマダコの資源管理措置について（要望）

平素より筑前海区の漁業秩序維持並びに漁業資源の繁殖保護にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、関門海峡で獲れるマダコは北九州地区漁業者にとって漁業権対象種であるとともに、非常に重要な漁業資源であります。これまで北九州市漁協平松支所では自主的に漁獲サイズの規制や、産卵期の親だこの保護に関する取り組みなどを行い、資源の安定化ならびに有効利用を計って参りました。

また、「関門海峡たこ」というブランド名をつけ付加価値向上に努めて参りました。

一方、マダコの生態を考えると、資源を安定化させるためには単一支所だけではなくある程度広域的な取り組みが必要であると考えられました。

そこで、関門海峡でのマダコを漁獲している漁業者（二漁協五支所）が集まり協議を重ね、平成21年度より北九州市関門海峡たこ協議会を発足し、資源管理やブランド管理に積極的に取り組んでいくことが確認されました。その中でも400g未満のマダコの漁獲禁止が決定されたことは、非常に有意義であると考えています。

しかしながら、この海域では多くの遊漁船、プレジャーボートが集まり、相当量のマダコを採捕していると思われ、資源に対する影響、並びに漁業者の資源管理意識に対する影響は大きく、本委員会指示なくして当協議会の資源管理の継続は困難であります。

つきましては、関門海峡におけるマダコ資源の安定化、有効利用を目的として、下記の通り貴委員会に要望いたします。

様々な懸案事項もあり、ご多忙の折りとは存じますが、漁業者の窮状をご理解いただき、できるだけの迅速なご対応の程、よろしくお願い致します。

記

要 望 事 項

海区漁業調整委員会指示による関門海峡（別紙1）における400g未満のマダコ採捕禁止の継続



以上

資料4
(22期7回筑前漁調委)
(令和4年3月10日)

3漁管第5548号
令和4年3月8日

筑前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長
(漁 業 調 整 係)



令和4年上期土石採取計画変更について (協議)

このことについて、令和4年3月2日付け3港第1244号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。

令和4年上期土石採取計画変更について

変更前(R4上期当初)

単位:万m³

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種											小計	合計		
			小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖	
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	7.00	5.00												12.00	12.00
		計画	7.00	5.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	9.40	7.00	4.30	8.70	6.50	8.30	11.50							55.70	55.70
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								0.40	1.00				8.60	10.00	10.00
		計画								0.30	0.90				7.80	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								1.12	0.93	22.50	22.50	2.98	50.03	50.03	50.03
		計画								1.12	0.93	21.00	21.00	2.98	47.03	47.03	47.03
合計	0	同意	24.00	22.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.52	1.93	22.50	22.50	11.58	181.03	181.03	181.03
		計画	16.40	12.00	4.30	8.70	6.50	8.30	11.50	1.42	1.83	21.00	21.00	10.78	123.73	123.73	123.73

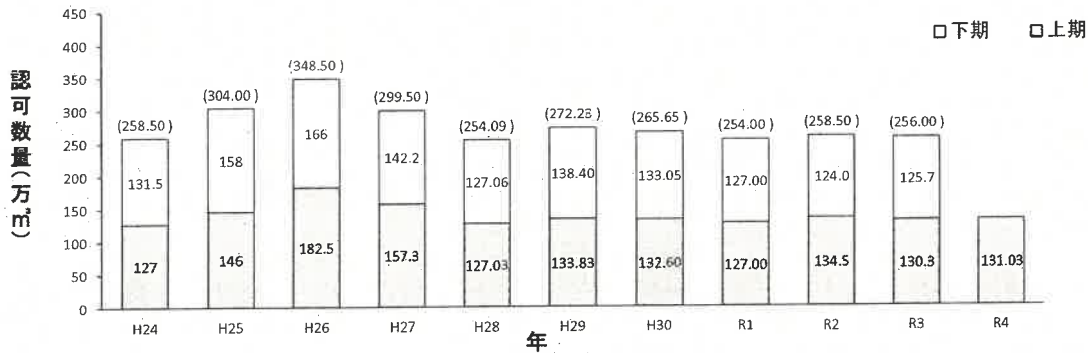


変更後

単位:万m³

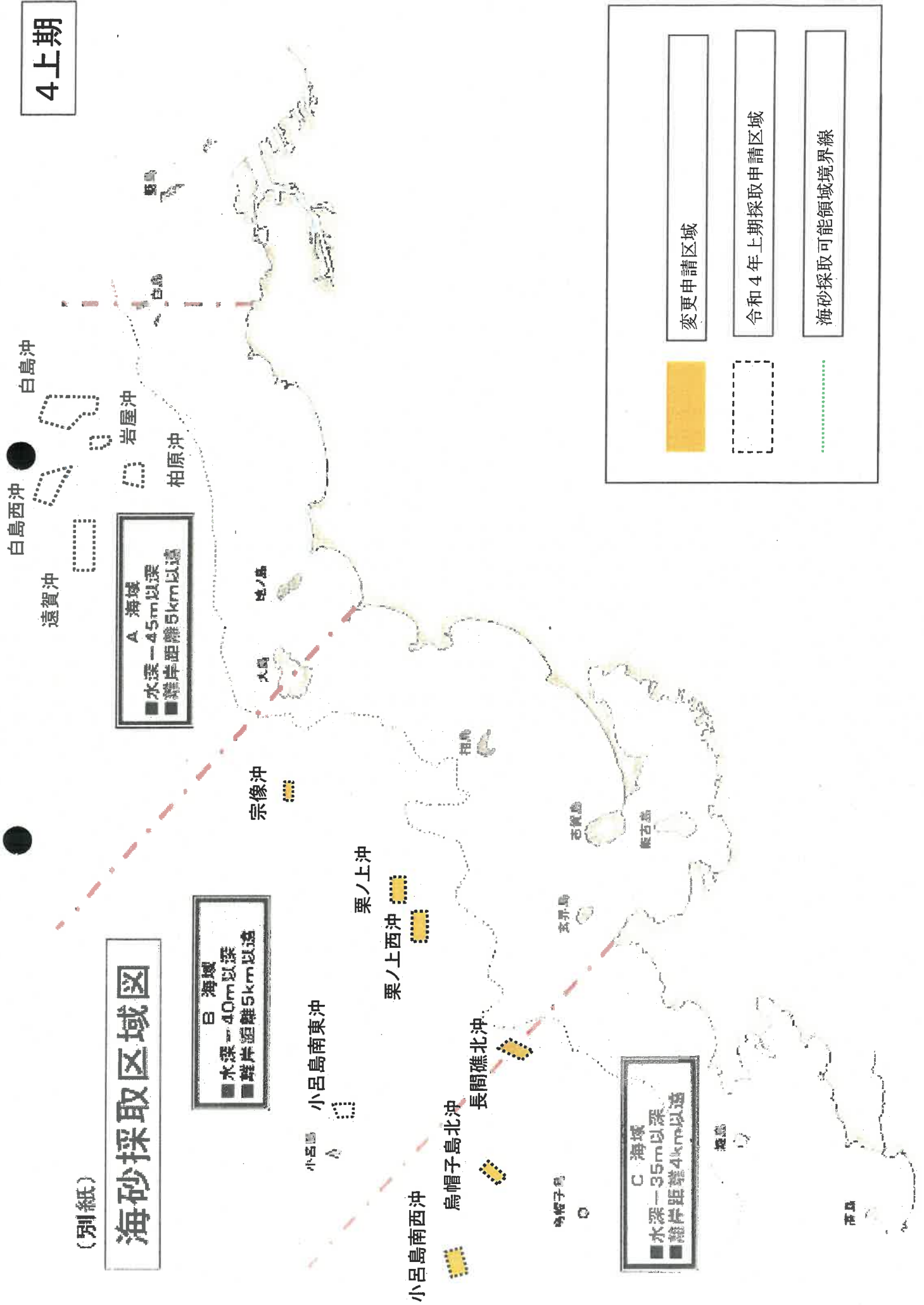
採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種											小計	合計		
			小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖	
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	7.00	5.00												12.00	12.00
		計画	7.00	5.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	10.60	8.00	4.30	9.70	7.10	9.30	14.00							63.00	63.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								0.40	1.00				8.60	10.00	10.00
		計画								0.30	0.90				7.80	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								1.12	0.93	22.50	22.50	2.98	50.03	50.03	50.03
		計画								1.12	0.93	21.00	21.00	2.98	47.03	47.03	47.03
合計	0	同意	24.00	22.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.52	1.93	22.50	22.50	11.58	181.03	181.03	181.03
		計画	17.60	13.00	4.30	9.70	7.10	9.30	14.00	1.42	1.83	21.00	21.00	10.78	131.03	131.03	131.03

土石採取認可数量の推移(過去10年間)



(別紙)




海砂採取区域図



A 海域
 ■水深—4.5m以深
 ■離岸距離5km以遠

B 海域
 ■水深—40m以深
 ■離岸距離5km以遠

C 海域
 ■水深—35m以深
 ■離岸距離4km以遠

	変更申請区域
	令和4年上期採取申請区域
	海砂採取可能領域境界線

3 港 第 1244 号
令和 4 年 3 月 2 日

農林水産部水産局漁業管理課長 殿
(漁業調整係)

県土整備部港湾課長
(管理係)

令和 4 年上期土石採取計画変更について (協議)

このことについて、下記のとおり採取計画の変更認可申請がありましたので、変更認可数量について事前協議します。

記

申請者名	採取区域	原認可年月日	変更内容
博多海砂採取協業組合	小呂島南西沖	令和 3 年 1 2 月 2 8 日 3 港砂第 4 2 号	採取する砂利の数量増加 94,000 m ³ →106,000 m ³
博多海砂採取協業組合	烏帽子島北沖	令和 3 年 1 2 月 2 8 日 3 港砂第 4 3 号	採取する砂利の数量増加 70,000 m ³ →80,000 m ³
博多海砂採取協業組合	長間礁北沖	令和 3 年 1 2 月 2 8 日 3 港砂第 4 5 号	採取する砂利の数量増加 87,000 m ³ →97,000 m ³
博多海砂採取協業組合	栗ノ上沖	令和 3 年 1 2 月 2 8 日 3 港砂第 4 6 号	採取する砂利の数量増加 65,000 m ³ →71,000 m ³
博多海砂採取協業組合	栗ノ上西沖	令和 3 年 1 2 月 2 8 日 3 港砂第 4 7 号	採取する砂利の数量増加 83,000 m ³ →93,000 m ³
博多海砂採取協業組合	宗像沖	令和 3 年 1 2 月 2 8 日 3 港砂第 4 8 号	採取する砂利の数量増加 115,000 m ³ →140,000 m ³

* 申請書類は別添のとおり

県土整備部港湾課
管理係 小林
内 線 4 5 5 6



漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

令和4年3月10日
漁業管理課漁業調整係

○漁業権者は、その有する漁業権の内容たる漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況について1年に1回以上県知事に報告しなければならない（漁業法第90条第1項、漁業法施行規則第28条第1項）。

○県知事は、報告を受けた事項について、意見を付して1年に1回以上海区漁業調整委員会に報告しなければならない（漁業法第90条第2項、漁業法施行規則第28条第3項）。

○報告をすべき事項（漁業法施行規則第28条第2項）

- 1 漁業権の種類及び免許番号
- 2 報告の対象となる期間
- 3 資源管理に関する取り組みの実施状況
- 4 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 5 団体漁業権にあつては、組合員行使者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 6 その他必要な事項

○筑前海区の漁業権免許状況

- ・第1種、第2種共同漁業権 21件
- ・第3種共同漁業権 10件
- ・第1種区画漁業権 54件

【参考】漁業権に係る漁業の区分（漁業法第60条）

共同漁業	第1種	藻類、貝類等の定着性の水産動植物を対象とする漁業 (アワビ、ウニ、ワカメなどの採介藻漁業)
	第2種	網漁具を固定して営む漁業 (かご、固定式刺し網、小型定置網など)
	第3種	つきいそ漁業 (石などを投入して漁場を造成して行う釣り漁業など)
区画漁業	第1種	一定の区域内において石、瓦、竹、木等を敷設して営む養殖業 (筏式カキ養殖、延縄式ワカメ養殖など)

令和2年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況

報告の対象となる期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実行使者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
共同	筑共第1号	第1,2種	(略)	佐賀県境～糸島市地先	糸島	野北を除く全支所	団体	275	320	○	適切かつ有効
"	筑共第2号	"	"	烏帽子島(糸島市沖)周辺	"	"	"	275	38	○	適切かつ有効
"	筑共第3号	"	"	糸島市～福岡市西区地先	"	野北	"	41	31	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	福岡市	西浦、唐泊	"	102	102	○	適切かつ有効
"	筑共第4号	"	"	灯台瀬(糸島市志摩野北沖)周辺	糸島	野北	"	41	23	○	適切かつ有効
"	筑共第5号	"	"	長間瀬(福岡市西区西浦沖)周辺	福岡市	西浦	"	24	24	○	適切かつ有効
"	筑共第6号	"	"	福岡市西区玄界島周辺	"	玄界島	"	99	99	○	適切かつ有効
"	筑共第7号	"	"	福岡市西区小呂島周辺	"	小呂島	"	47	47	○	適切かつ有効
"	筑共第8号	"	"	福岡湾周辺	"	能古、筲浜、伊崎、福岡、穂崎、奈多、志賀島	"	204	204	○	適切かつ有効
"	筑共第9号	"	"	福岡市東区志賀島～古賀市地先	"	奈多、志賀島、弘	"	109	113	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	新宮相島	新宮	"	4	2	○	適切かつ有効
"	筑共第10号	"	"	新宮町相島周辺	"	相島	"	58	38	○	適切かつ有効
"	筑共第11号	"	"	栗ノ上礁周辺	福岡市	奈多、志賀島、弘	"	83	83	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	新宮相島	相島、新宮	"	60	8	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	宗像	福岡、津屋崎	"	38	90	○	適切かつ有効
"	筑共第12号	"	"	宗像市地先	"	津屋崎、神湊、鐘崎、大島、地島	"	432	261	○	適切かつ有効
"	筑共第13号	"	"	宗像市沖ノ島周辺	"	"	"	432	170	○	適切かつ有効
"	筑共第14号	"	"	岡垣町、芦屋町、若松区地先	遠賀	波津、芦屋、柏原	"	75	71	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	ひびき灘	岩屋	"	49	90	○	適切かつ有効
"	筑共第15号	"	"	波津白瀬周辺	遠賀	波津	"	15	17	○	適切かつ有効
"	筑共第16号	"	"	北九州市若松区地先	ひびき灘	脇田	"	31	29	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	北九州市	脇之浦、若松	"	82	99	○	適切かつ有効
"	筑共第17号	"	"	北九州市若松区白島周辺	ひびき灘	脇田	"	31	28	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	北九州市	脇之浦	"	78	95	○	適切かつ有効
"	筑共第18号	"	"	北九州市小倉北区馬島、藍島周辺	ひびき灘	藍島	"	90	281	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	北九州市	平松、馬島、長浜、大里、旧門司	"	119	81	○	適切かつ有効
"	筑共第19号	"	"	北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先	ひびき灘	藍島	"	90	168	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	北九州市	平松、馬島、長浜、大里、旧門司	"	119	313	○	適切かつ有効
"	筑共第20号	"	"	北九州市若松区地先	ひびき灘	脇田、藍島	"	121	124	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	北九州市	脇之浦、若松、平松、馬島、長浜、大里、旧門司	"	211	216	○	適切かつ有効
"	筑共第21号	"	"	洞海湾湾口付近	"	脇之浦、若松	"	18	24	○	適切かつ有効
"	筑共第101号	第3種	つきいそ	福岡市西区能古島地先	福岡市	能古	"	8	8	○	適切かつ有効
"	筑共第102号	"	"	"	"	"	"	8	8	○	適切かつ有効
"	筑共第103号	"	"	福岡市東区志賀島地先	"	弘	"	10	10	○	適切かつ有効
"	筑共第104号	"	"	"	"	"	"	10	10	○	適切かつ有効
"	筑共第105号	"	"	福岡市西区玄島地先	"	玄界島	"	4	4	○	適切かつ有効

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実使用者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
共同	筑共第106号	第3種	つきいそ	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	4	4	○	適切かつ有効
"	筑共第107号	"	"	"	"	"	"	4	4	○	適切かつ有効
"	筑共第108号	"	"	福岡市東区奈多地先	"	奈多	"	6	6	○	適切かつ有効
"	筑共第109号	"	"	"	"	"	"	6	6	○	適切かつ有効
"	筑共第110号	"	"	"	"	"	"	6	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第1号	第1種	のり	糸島市加布里地先	糸島	加布里	"	1	1	○	適切かつ有効
"	筑区第2号	"	"	福岡市西区姪浜小戸地先	福岡市	姪浜	"	15	15	○	適切かつ有効
"	筑区第3号	"	"	福岡市西区姪浜室見川沖	"	"	"	15	15	○	適切かつ有効
"	筑区第101号	"	わかめ	糸島市二丈鹿家地先	糸島	福吉	"	61	6	○	適切かつ有効
"	筑区第102号	"	"	糸島市二丈片山大崎内	"	深江	"	4	4	○	適切かつ有効
"	筑区第103号	"	"	糸島市二丈片山大崎南	"	"	"	4	4	○	適切かつ有効
"	筑区第104号	"	"	福岡市東区志賀島地先	福岡市	志賀島	"	46	1	○	適切かつ有効
"	筑区第105号	"	"	"	"	"	"	休業	休業	○	合理的理由有
"	筑区第106号	"	"	福岡市東区弘地先	"	弘	"	20	4	○	適切かつ有効
"	筑区第107号	"	"	福岡市東区勝馬地先	"	"	"	20	4	○	適切かつ有効
"	筑区第108号	"	"	福岡市東区志賀島地先	"	志賀島	"	休業	休業	○	合理的理由有
"	筑区第109号	"	"	福岡市津屋崎新川地先	宗像	津屋崎	"	23	0	○	合理的理由有
"	筑区第110号	"	"	北九州市小倉北区馬島地先	北九州市	馬島	"	18	18	○	適切かつ有効
"	筑区第111号	"	"	"	"	"	"	18	18	○	適切かつ有効
"	筑区第112号	"	"	北九州市門司区大里地先	"	大里	"	29	9	○	適切かつ有効
"	筑区第113号	"	"	福岡市東区箱崎地先	福岡市	箱崎	"	10	6	○	適切かつ有効
"	筑区第114号	"	"	糸島市二丈吉井地先	糸島	福吉	"	61	6	○	適切かつ有効
"	筑区第115号	"	"	糸島市志摩岐志地先	"	岐志	"	23	1	○	適切かつ有効
"	筑区第201号	"	小割式魚類	糸島市志摩船越地先	"	船越	"	86	2	○	適切かつ有効
"	筑区第202号	"	"	糸島市志摩船越地先	"	大島	"	91	40	○	適切かつ有効
"	筑区第203号	"	"	宗像市大島避難港南	宗像	鐘崎	"	214	65	○	適切かつ有効
"	筑区第204号	"	"	宗像市鐘崎地先	"	大島	"	91	40	○	適切かつ有効
"	筑区第205号	"	"	糸島市大島地先	糸島	姫島	"	3	3	○	適切かつ有効
"	筑区第301号	"	かき	糸島市姫島地先	"	加布里	"	2	2	○	適切かつ有効
"	筑区第302号	"	"	糸島市二丈松末地先	"	船越	"	86	6	○	適切かつ有効
"	筑区第303号	"	"	糸島市志摩船越地先	"	岐志	"	13	13	○	適切かつ有効
"	筑区第304号	"	"	糸島市志摩岐志地先	"	野北	"	2	2	○	適切かつ有効
"	筑区第305号	"	"	糸島市志摩野北地先	"	船越	"	86	16	○	適切かつ有効
"	筑区第306号	"	"	糸島市志摩船越地先	"	岐志	"	13	10	○	適切かつ有効
"	筑区第307号	"	"	糸島市志摩岐志地先	福岡市	能古	"	13	4	○	適切かつ有効
"	筑区第308号	"	"	福岡市西区能古地先	"	志賀島	"	46	3	○	適切かつ有効
"	筑区第309号	"	"	福岡市東区志賀島地先	"	腕之浦	"	77	77	○	適切かつ有効
"	筑区第310号	"	"	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市	津屋崎	"	16	16	○	適切かつ有効
"	筑区第311号	"	"	福岡市津屋崎地先	宗像	唐泊	"	16	16	○	適切かつ有効
"	筑区第312号	"	"	福岡市西区宮浦地先	福岡市	"	個別			○	適切かつ有効
"	筑区第313号	"	"	"	"	"	"			○	適切かつ有効
"	筑区第313号	"	"	糸島市二丈深江地先	糸島	深江	団体	1	1	○	適切かつ有効

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実行使者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
区画	筑区第314号	第1種	かき	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市	脇之浦	団体	77	77	○	適切かつ有効
"	筑区第401号	"	わかめ・あかもく	宗像市大島地先	宗像	大島	"	91	4	○	適切かつ有効
"	筑区第501号	"	あわび	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	"	74	5	○	適切かつ有効
"	筑区第601号	"	ふともずく	宗像市地島地先	宗像	地島	"	10	10	○	適切かつ有効
"	筑区第602号	"	"	"	"	"	"	10	10	○	適切かつ有効
"	筑区第701号	"	わかめ・ふともずく	糸島市志摩芥屋地先	糸島	芥屋	"	3	3	○	適切かつ有効
"	筑区第801号	"	こんぶ	"	"	"	"	24	1	○	適切かつ有効
"	筑区第901号	"	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	"	58	1	○	適切かつ有効
"	筑区第902号	"	"	"	"	"	"	58	1	○	適切かつ有効
"	筑区第903号	"	"	"	"	"	"	58	1	○	適切かつ有効
"	筑区第904号	"	"	"	"	"	"	58	1	○	適切かつ有効
"	筑区第905号	"	"	"	"	"	"	58	1	○	適切かつ有効
"	筑区第906号	"	"	"	"	"	"	58	1	○	適切かつ有効
"	筑区第907号	"	"	"	"	"	"	58	1	○	適切かつ有効
"	筑区第1001号	"	真珠	"	"	"	個別			○	適切かつ有効
"	筑区第1101号	"	かき・魚類	宗像市鐘崎地先	宗像	鐘崎	団体	214	25	○	適切かつ有効
"	筑区第1102号	"	"	宗像市地島豊岡地先	"	地島	"	30	25	○	適切かつ有効
"	筑区第1103号	"	"	糸島市二丈吉井地先	糸島	福吉	"	61	6	○	適切かつ有効

第1種共同漁業権免許の内容

免許日:平成25年8月20日 存続期間:平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

免許番号(案共)	漁業種類 期間	免許日:平成25年8月20日 存続期間:平成25年9月1日から令和5年8月31日まで																				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
1号	糸島(野北を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2号	糸島(野北を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3号	糸島(野北)、福岡市(西浦、唐泊)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4号	糸島(野北)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5号	福岡市(西浦)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6号	福岡市(玄界島)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7号	福岡市(小呂島)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8号	福岡市(能古、姪浜、伊崎、糟崎、奈多、志賀島)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9号	福岡市(奈多、志賀島、弘)、新宮相島(新宮)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10号	新宮相島(相島)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11号	福岡市(奈多、志賀島、弘)、新宮相島、宗像(津屋崎)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12号	宗像	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13号	宗像	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14号	遠賀、ひびき灘(岩屋)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15号	遠賀(波津)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16号	ひびき灘(脇田)、北九州市(脇之浦、若松)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17号	ひびき灘(脇田)、北九州市(脇之浦)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18号	ひびき灘(藍島)、北九州市(平松、最浜、馬島、大里、旧門司)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19号	ひびき灘(藍島)、北九州市(平松、最浜、馬島、大里、旧門司)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20号	ひびき灘(脇田、藍島)、北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21号	北九州市(脇之浦、若松)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第2種共同漁業権免許の内容

免許日:平成25年8月29日 存続期間:平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

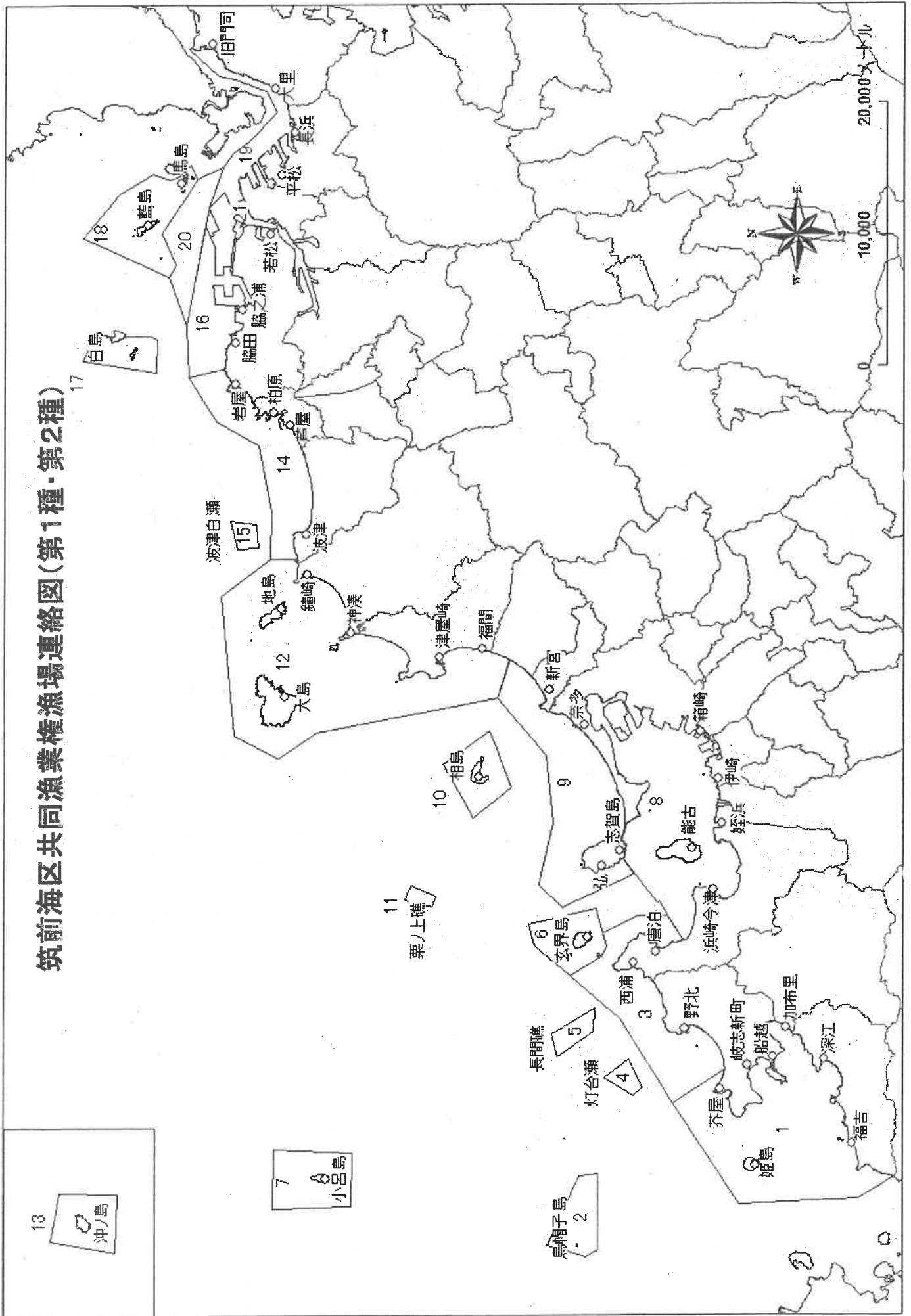
免許番号(筑共)	漁業種類	雑魚 枅網	いか 曲建網	さわら 曲建網	雑魚 曲建網	雑魚 落網	いか 小型 定置網	いか 大謀網	雑魚 大謀網	固 定 式 刺 網	あ な ご う け	雑 魚 か ご
	漁業期間	1月1日から12月31日	2月1日から12月31日	1月1日から12月31日	"	"	"	2月1日から12月31日	1月1日から12月31日	"	1月1日から12月31日	"
	漁業権者(漁業協同組合、支所)											
1号	糸島(野北を除く)	○			○	○	○			○	○	○
2号	糸島(野北を除く)									○		○
3号	糸島(野北)、福岡市(西浦、唐泊)	○			○		○			○	○	○
4号	糸島(野北)				○					○		○
5号	福岡市(西浦)									○		○
6号	福岡市(玄界島)	○			○					○	○	○
7号	福岡市(小呂島)	○			○					○	○	○
8号	福岡市(能古、姪浜、伊崎、箱崎、奈多、志賀島)	○	○		○					○	○	○
9号	福岡市(奈多、志賀島、弘)、新宮相島(新宮)	○	○	○	○	○			○	○	○	○
10号	新宮相島(相島)				○	○				○	○	○
11号	福岡市(奈多、志賀島、弘)、新宮相島、宗像(津屋崎)				○					○	○	○
12号	宗像	○	○	○	○	○		○		○	○	○
13号	宗像		○		○					○	○	○
14号	遠賀、ひびき灘(岩屋)	○	○	○	○	○				○	○	○
15号	遠賀(波津)			○	○					○	○	○
16号	ひびき灘(脇田)、北九州(脇之浦、若松)	○			○				○	○	○	○
17号	ひびき灘(脇田)、北九州(脇之浦)				○					○	○	○
18号	ひびき灘(藍島)、北九州(平松、長浜、馬島、大里、旧門司)	○			○				○	○	○	○
19号	ひびき灘(藍島)、北九州(平松、長浜、馬島、大里、旧門司)				○					○	○	○
20号	ひびき灘(脇田、藍島)、北九州									○	○	○
21号	北九州(脇之浦、若松)									○	○	○

第3種共同漁業権(つきいそ漁業)の免許の内容

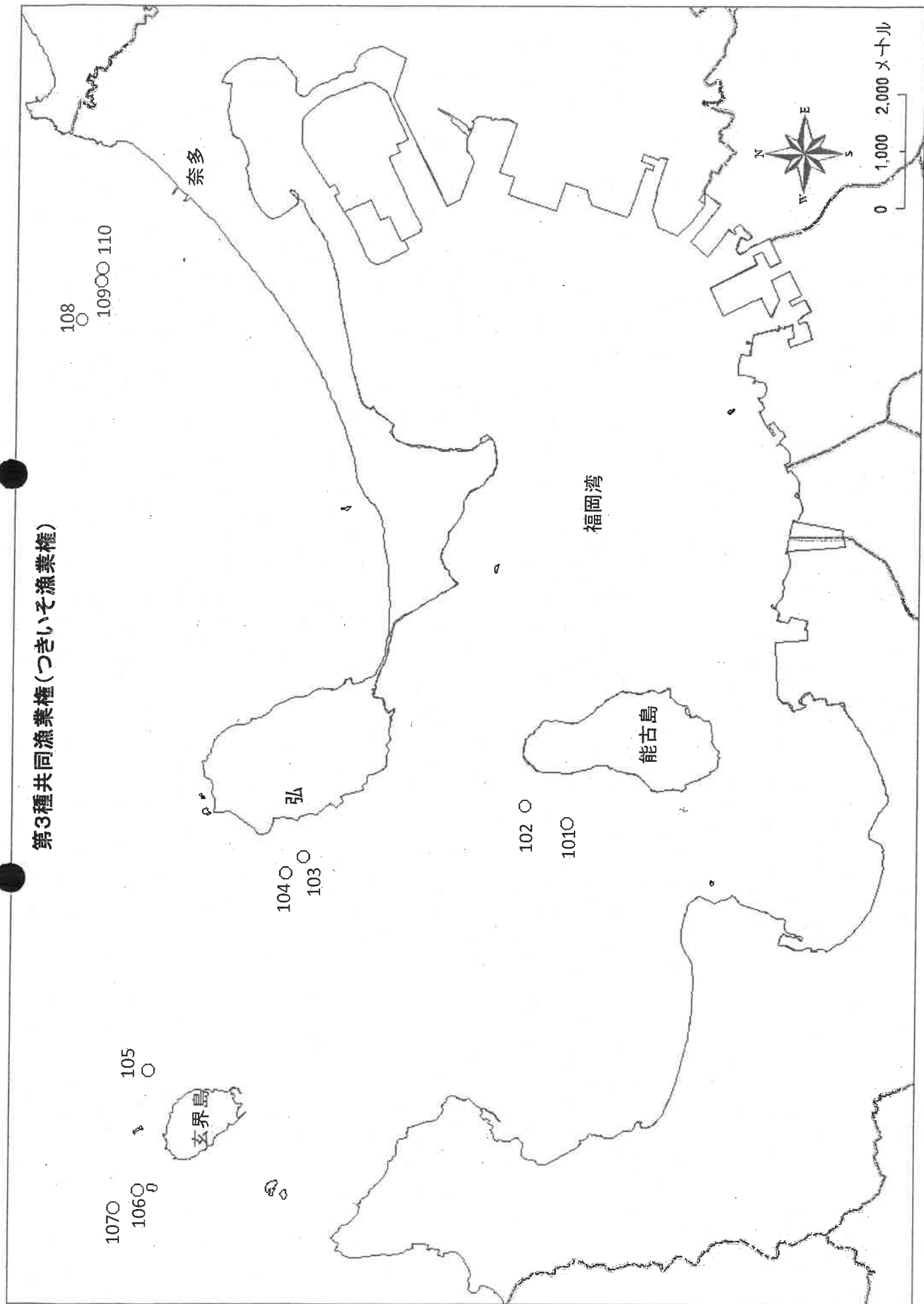
免許日:平成25年9月1日 存続期間:平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

免許番号 (筑共)	漁業権者 漁業協同組合(支所)	漁業種類 つきいそ	漁業時期	漁場の位置
101	福岡市(能古)	○	1/1~12/31	象瀬頂上から真方位298° 33'、250mの点を中心とした半径100m以内の区域
102	福岡市(能古)	○		象瀬頂上から真方位4° 48'、880mの点を中心とした半径100m以内の区域
103	福岡市(弘)	○		弘漁港北防波堤に設置した標柱から真方位297° 17'、820mの点を中心とした半径100m以内の区域
104	福岡市(弘)	○		弘漁港北防波堤に設置した標柱から真方位303°、1220mの点を中心とした半径100m以内の区域
105	福岡市(玄界島)	○		玄界島灯台より真方位42.3°、875mの点を中心とした半径100m以内の区域
106	福岡市(玄界島)	○		玄界島灯台より真方位298°、1700mの点を中心とした半径100m以内の区域
107	福岡市(玄界島)	○		玄界島灯台より真方位304°、2175mの点を中心とした半径100m以内の区域
108	福岡市(奈多)	○		志賀島漁港北防波堤灯台より真方位50°、7825mの点を中心とした半径100m以内の区域
109	福岡市(奈多)	○		志賀島漁港北防波堤灯台より真方位55°、8150mの点を中心とした半径100m以内の区域
110	福岡市(奈多)	○		志賀島漁港北防波堤灯台より真方位56°、8325mの点を中心とした半径100m以内の区域

筑前海区共同漁業権漁場連絡図(第1種・第2種)



第3種共同漁業権(つきいそ漁業権)



区画漁業権の内容

① のり養殖業

免許日：平成30年9月1日

存続期間：平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	団体・個別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
1号	第1種区画漁業	団体	のり養殖業	9/1-4/30	糸島市加布里地先	糸島(加布里)
2号	"	"	"	10/1-3/31	福岡市西区姪浜小戸地先	福岡市(姪浜)
3号	"	"	"	"	福岡市西区室見川沖	"

② わかめ養殖業

免許日：平成30年9月1日

存続期間：平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	団体・個別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
101号	第1種区画漁業	団体	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈鹿家地先	糸島(福吉)
102号	"	"	"	"	糸島市二丈片山大崎内	糸島(深江)
103号	"	"	"	"	糸島市二丈片山大崎南	"
104号	"	"	"	"	福岡市東区志賀島地先	福岡市(志賀島)
105号	"	"	"	"	"	"
106号	"	"	"	"	福岡市東区弘地先	福岡市(弘)
107号	"	"	"	"	福岡市東区勝馬地先	"
108号	"	"	"	"	福岡市東区志賀島地先	福岡市(志賀島)
109号	"	"	"	"	福津市津屋崎新川地先	宗像(津屋崎)
110号	"	"	"	"	北九州市小倉北区馬島地先	北九州市(馬島)
111号	"	"	"	"	"	"
112号	"	"	"	"	北九州市門司区大里地先	北九州市(大里)
113号	"	"	"	"	福岡市東区箱崎地先	福岡市(箱崎)
114号	"	"	"	"	糸島市二丈吉井地先	糸島(福吉)
115号	"	"	"	"	糸島市志摩岐志地先	糸島(岐志)

区画漁業権の内容

③ 魚類養殖業

免許日：平成30年9月1日

存続期間：平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	団体・個別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
201号	第1種区画漁業	団体	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)
202号	"	"	"	"	宗像市大島避難港南	宗像(大島)
203号	"	"	"	"	宗像市鐘崎地先	宗像(鐘崎)
204号	"	"	"	"	宗像市大島地先	宗像(大島)
205号	"	"	"	"	糸島市姫島地先	糸島(姫島)

④ かき養殖業

免許日：平成30年9月1日

存続期間：平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	団体・個別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
301号	第1種区画漁業	団体	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市二丈松末地先	糸島(加布里)
302号	"	"	"	"	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)
303号	"	"	"	"	糸島市志摩岐志地先	糸島(岐志)
304号	"	"	"	"	糸島市志摩野北地先	糸島(野北)
305号	"	"	"	"	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)
306号	"	"	"	"	糸島市志摩岐志地先	糸島(岐志)
307号	"	"	"	"	福岡市西区能古地先	福岡市(能古)
308号	"	"	"	"	福岡市東区志賀島地先	福岡市(志賀島)
309号	"	"	"	"	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市(脇之浦)
310号	"	"	"	"	福津市津屋崎地先	宗像(津屋崎)
311号	"	個別	"	"	福岡市西区宮浦地先	福岡市(唐泊)
312号	"	"	"	"	"	"
313号	"	団体	"	"	糸島市二丈深江地先	糸島(深江)
314号	"	"	"	"	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市(脇之浦)

区画漁業権の内容

⑤ わかめ・あかもく養殖業
 免許日：平成30年9月1日 存続期間：平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	団体・個別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
401号	第1種区画漁業	団体	わかめ・あかもく養殖業	10/1-5/31	宗像市大島避難港南	宗像(大島)

⑥ あわび養殖業
 免許日：平成30年9月1日 存続期間：平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	団体・個別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
501号	第1種区画漁業	団体	あわび養殖業	1/1-12/31	福岡市西区玄界島地先	福岡市(玄界島)

⑦ ふとももづく養殖業
 免許日：平成30年9月1日 存続期間：平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	団体・個別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
601号	第1種区画漁業	団体	ふとももづく養殖業	12/1-6/15	宗像市地島地先	宗像(地島)
602号	"	"	"	"	"	"

⑧ わかめ・ふとももづく養殖業
 免許日：平成30年9月1日 存続期間：平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	団体・個別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
701号	第1種区画漁業	団体	わかめふとももづく養殖業	10/1-6/15	糸島市志摩芥屋地先	糸島(芥屋)

⑨ こんぶ養殖業
 免許日：平成30年9月1日 存続期間：平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	団体・個別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
801号	第1種区画漁業	団体	こんぶ養殖業	10/1-5/31	糸島市志摩芥屋地先	糸島(芥屋)

区画漁業権の内容

⑩ 真珠母貝養殖業

免許日：平成30年9月1日

存続期間：平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	団体・個別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
901号	第1種区画漁業	団体	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)
902号	"	"	"	"	"	"
903号	"	"	"	"	"	"
904号	"	"	"	"	"	"
905号	"	"	"	"	"	"
906号	"	"	"	"	"	"
907号	"	"	"	"	"	"

⑪ 真珠養殖業

免許日：平成30年9月1日

存続期間：平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	団体・個別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
1001号	第1種区画漁業	個別	真珠養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)

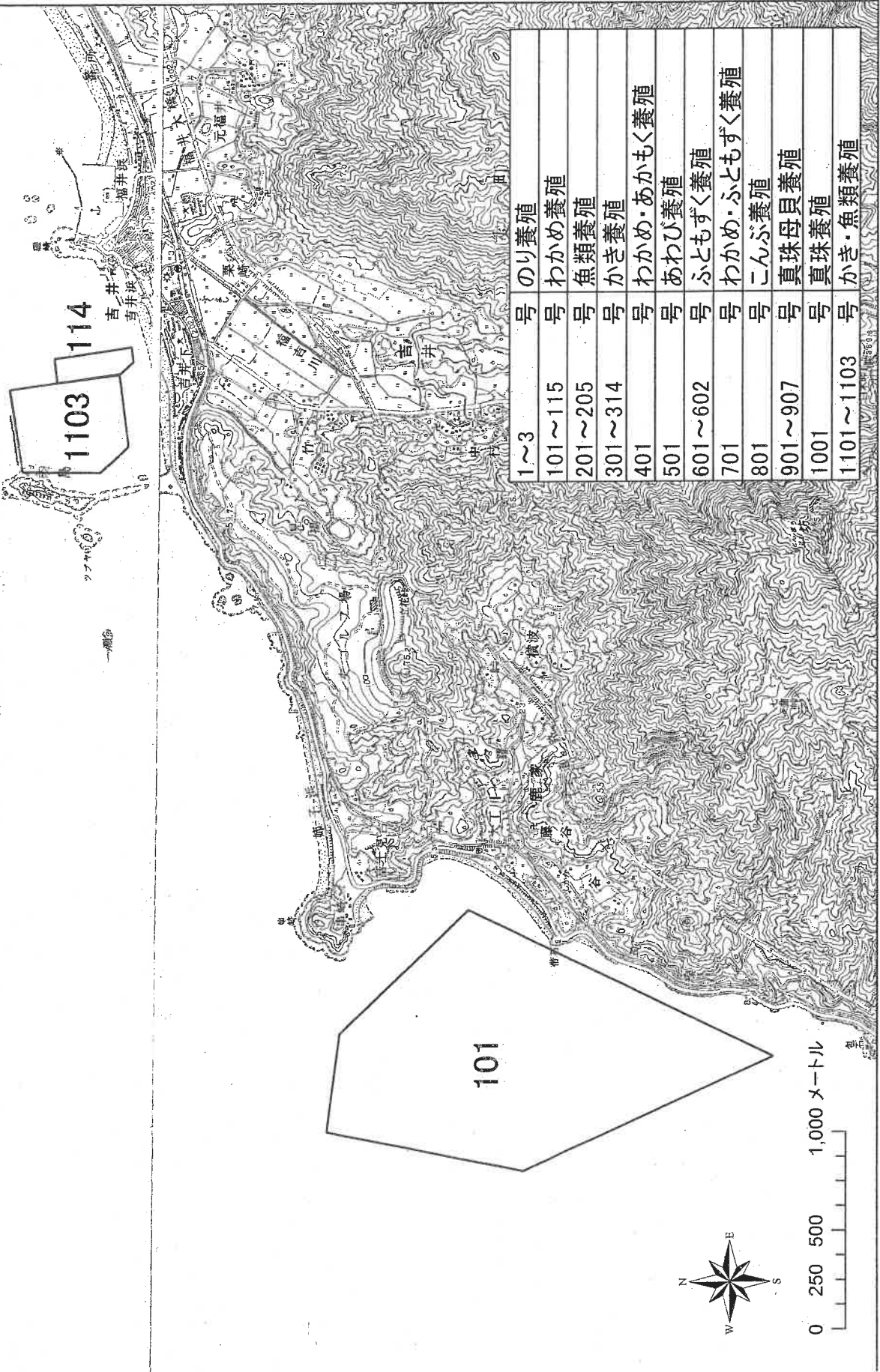
⑫ かき・魚類養殖業

免許日：平成30年9月1日

存続期間：平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

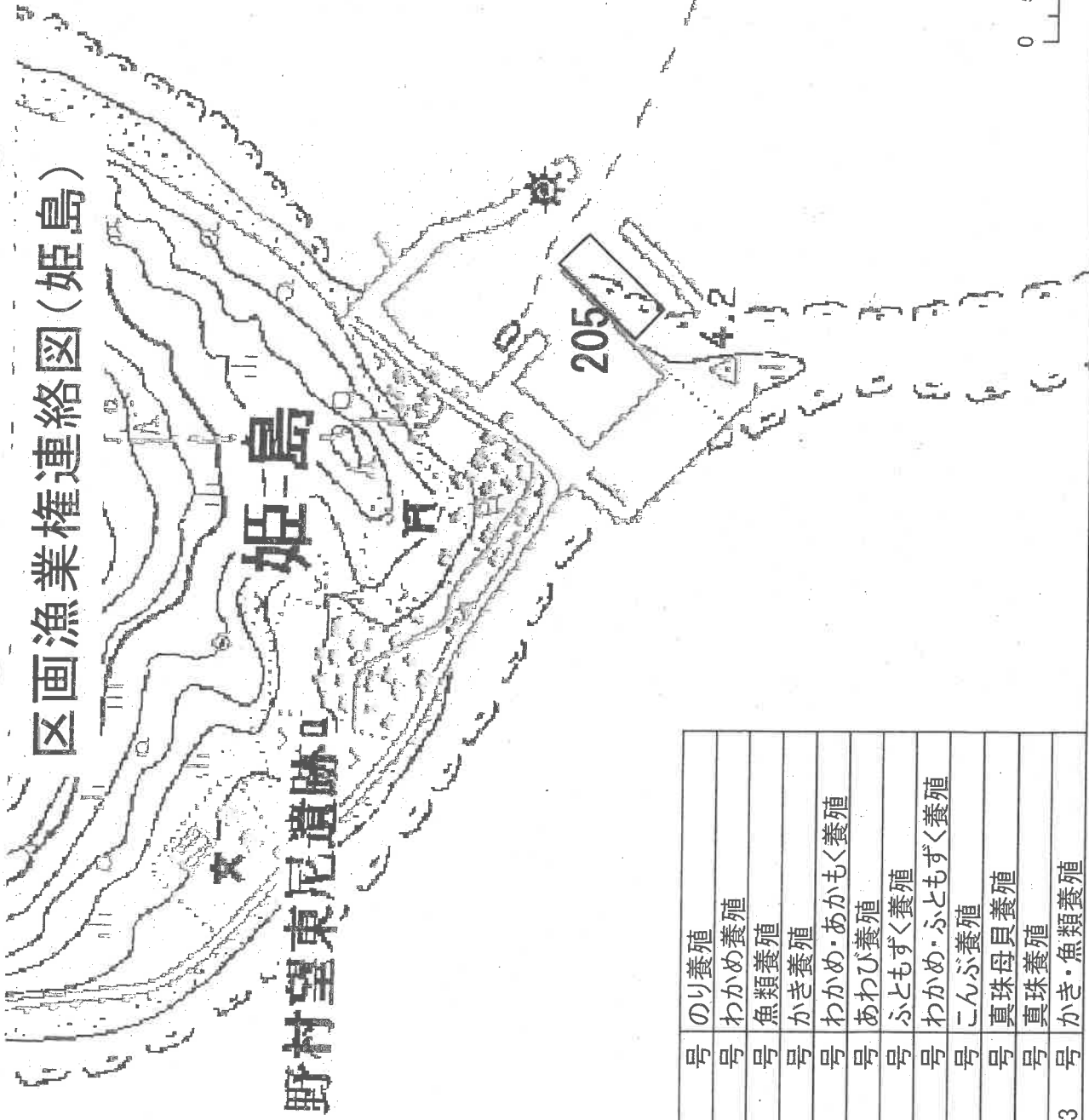
免許番号(筑区)	漁業種類	団体・個別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
1101号	第1種区画漁業	団体	かき・魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市鐘崎地先	宗像(鐘崎)
1102号	"	"	"	"	宗像市地島豊岡地先	宗像(地島)
1103号	"	"	"	"	糸島市二丈吉井地先	糸島(福吉)

区画漁業権連絡図(福吉)



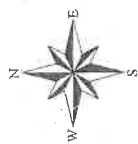
1~3	号	のり養殖
101~115	号	わかめ養殖
201~205	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふとももく養殖
701	号	わかめ・ふとももく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1103	号	かき・魚類養殖

区画漁業権連絡図(姫島)

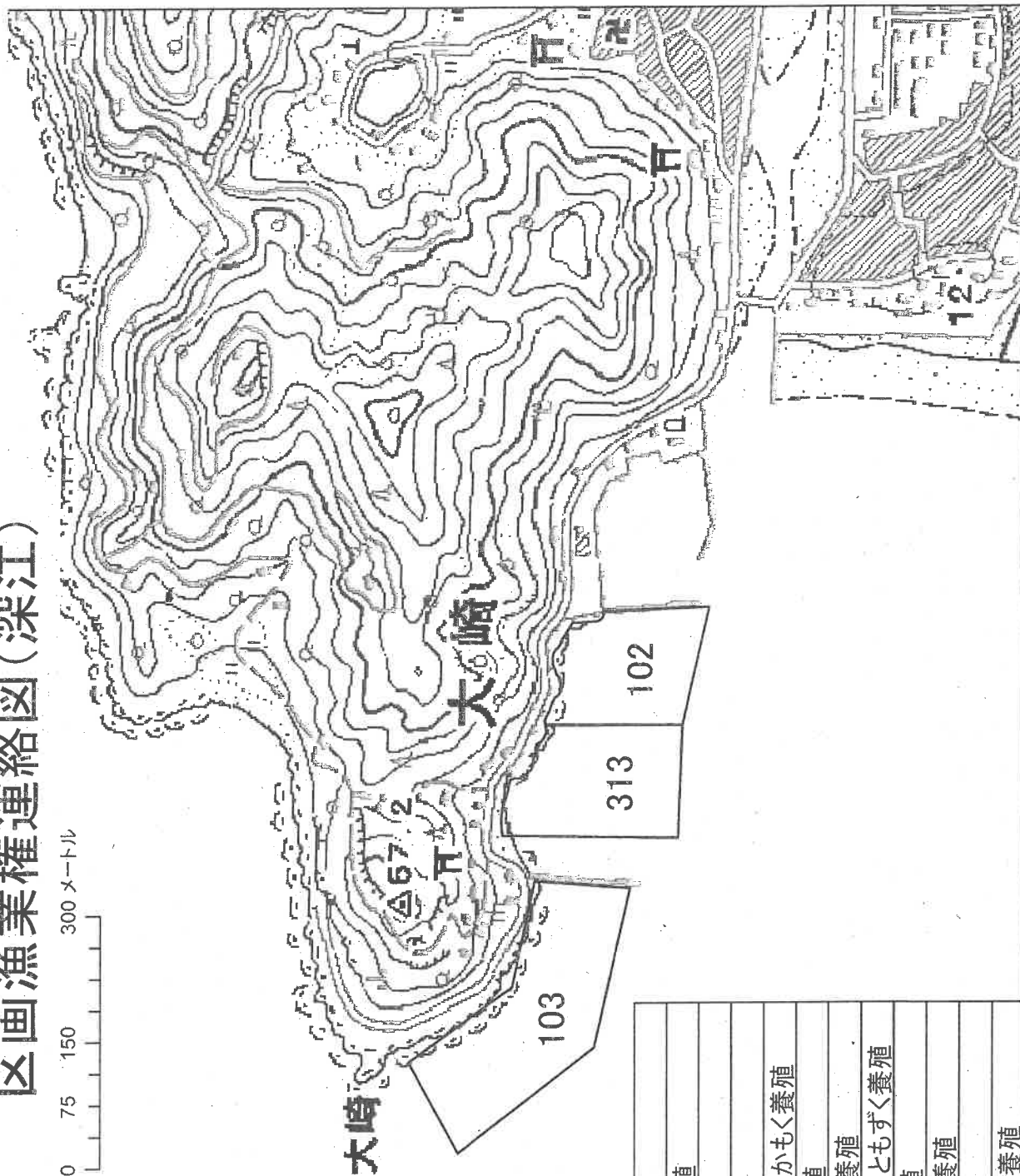


1~3	号	のり養殖
101~115	号	わかめ養殖
201~205	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふとももづく養殖
701	号	わかめ・ふとももづく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1103	号	かき・魚類養殖

区画漁業権連絡図(深江)

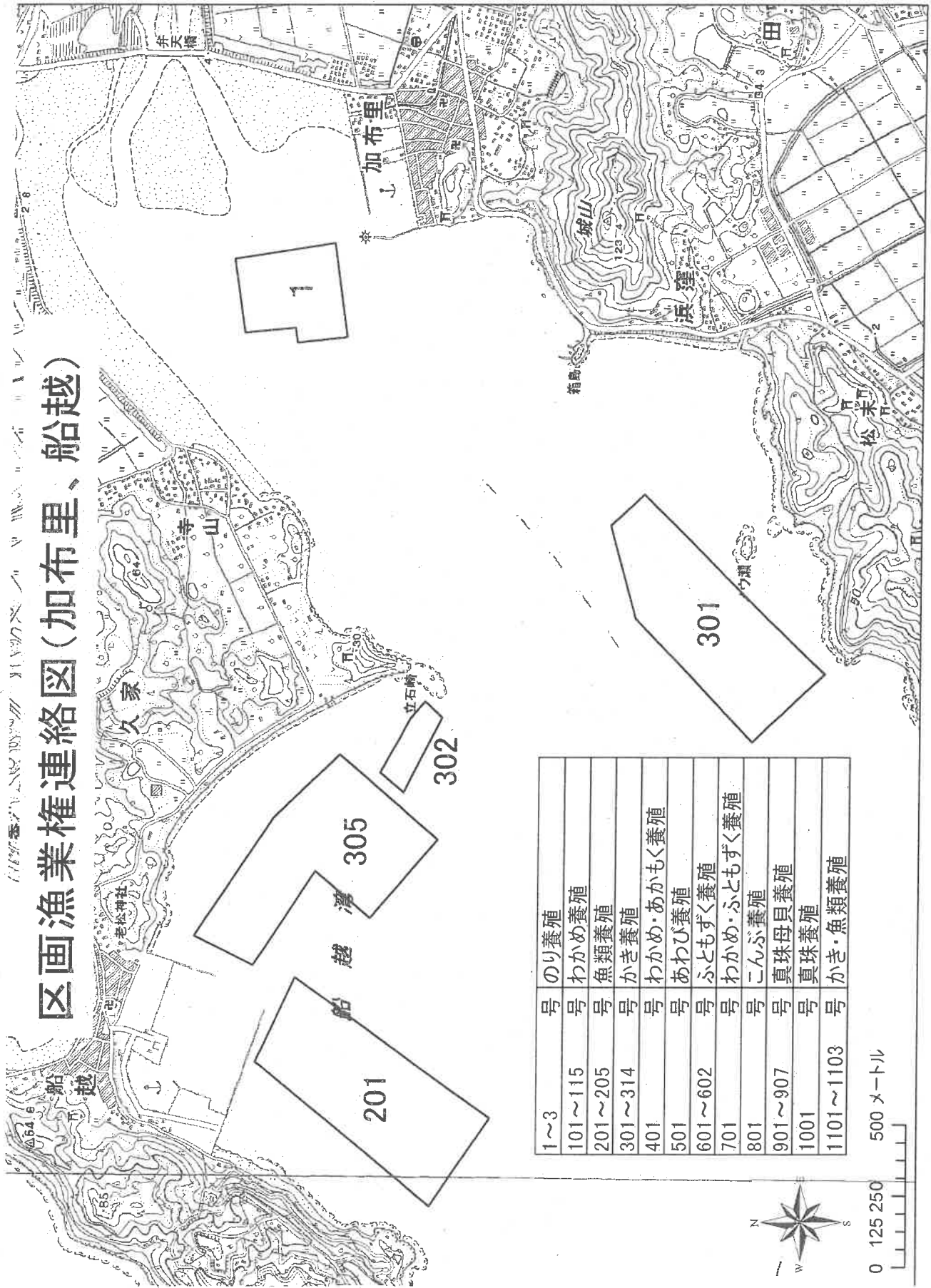


0 75 150 300メートル



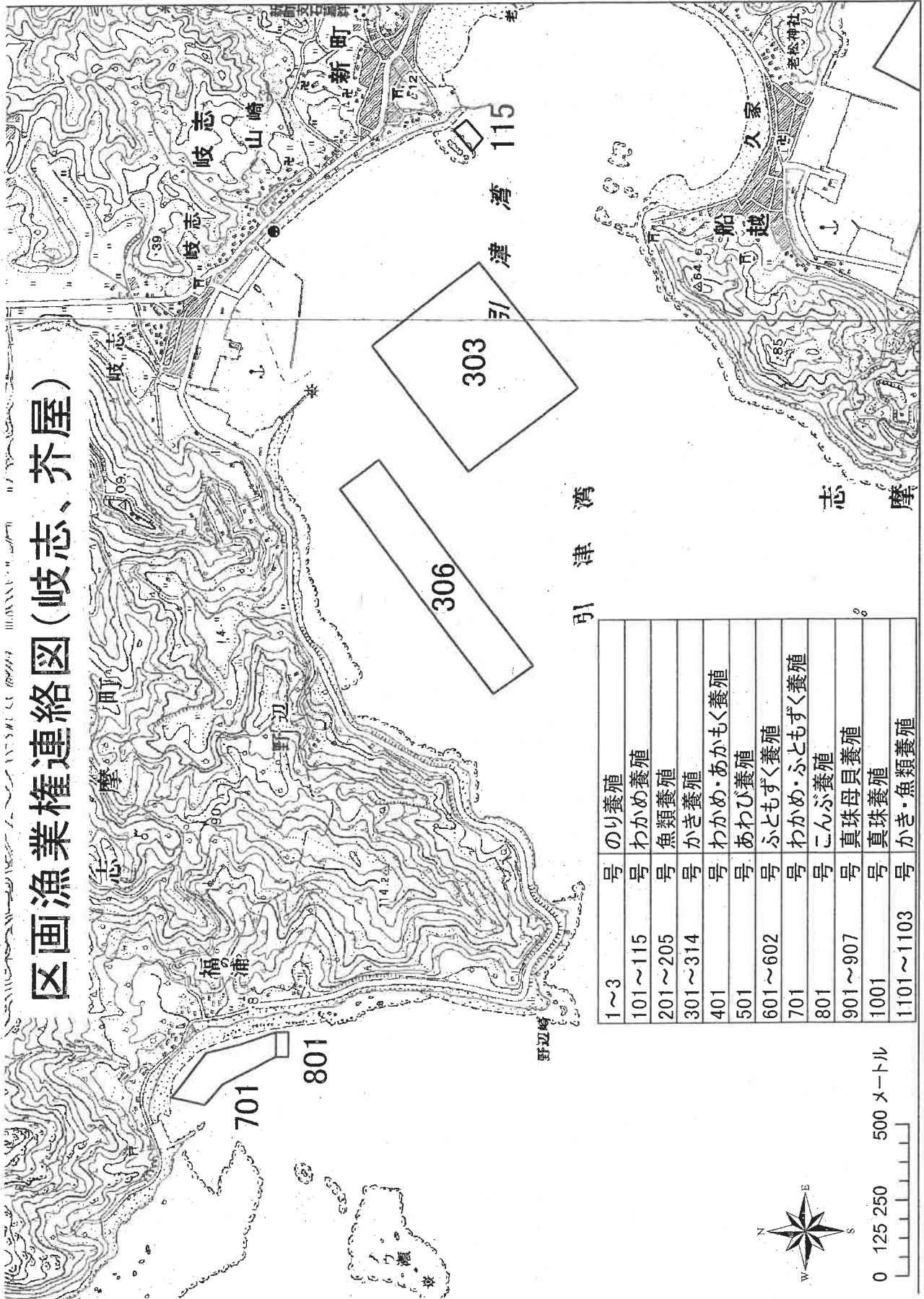
1~3	号	のり養殖
101~115	号	わかめ養殖
201~205	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふとももづく養殖
701	号	わかめ・ふとももづく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1103	号	かき・魚類養殖

区画漁業権連絡図(加布里、船越)



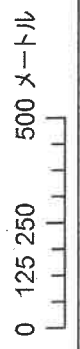
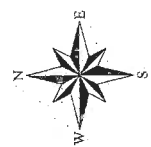
号	のり養殖
1~3	わかめ養殖
101~115	魚類養殖
201~205	かき養殖
301~314	わかめ・あかもく養殖
401	あわび養殖
501	ふともも養殖
601~602	わかめ・ふともも養殖
701	こんぶ養殖
801	真珠母貝養殖
901~907	真珠養殖
1001	かき・魚類養殖
1101~1103	

区画漁業権連絡図(岐志、芥屋)

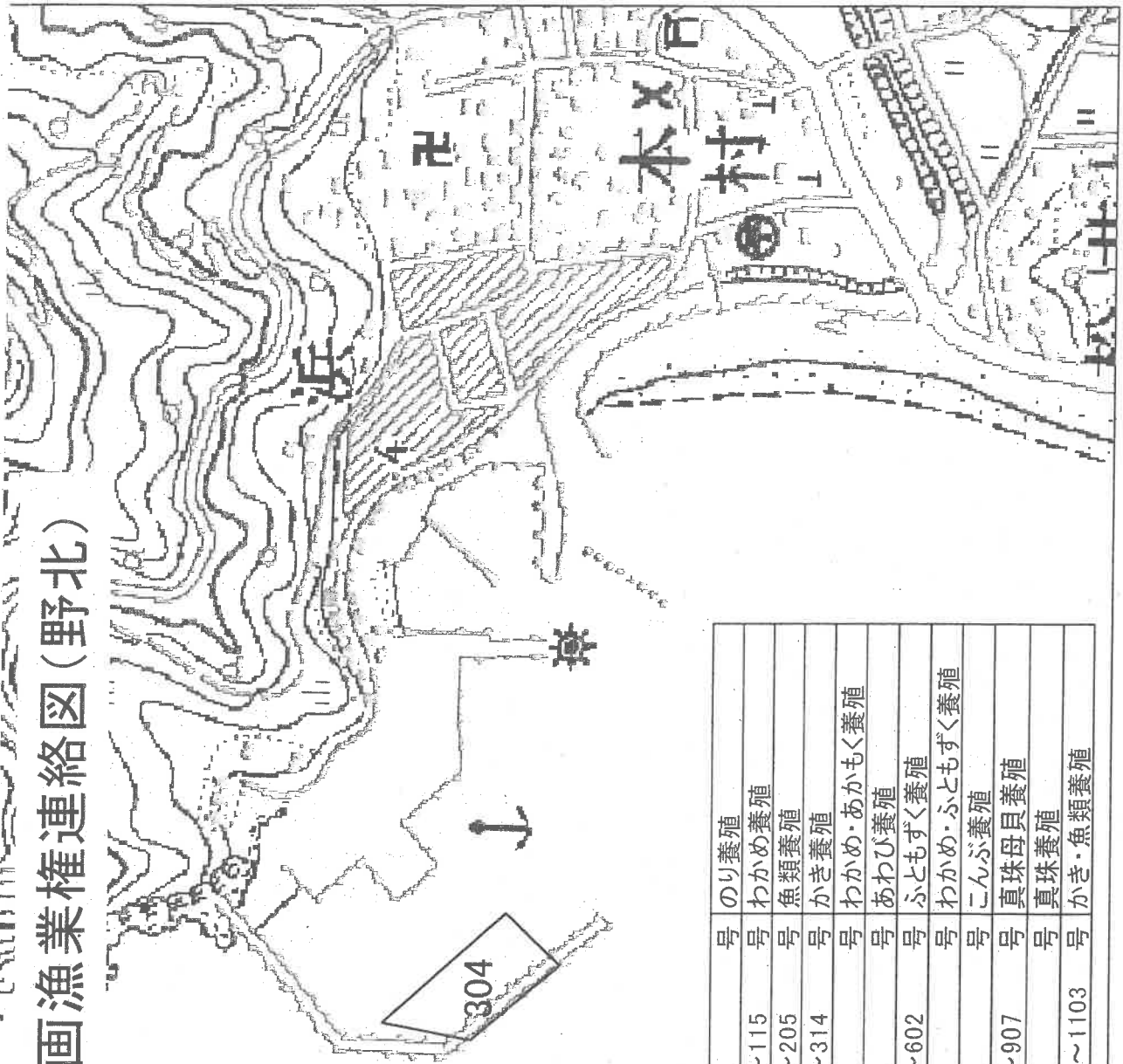


引津湾

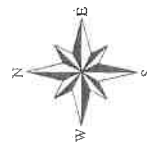
号	のり養殖
1~3	号
101~115	わかめ養殖
201~205	魚類養殖
301~314	かき養殖
401	わかめ・あかもく養殖
501	あわび養殖
601~602	ふともぐ養殖
701	わかめ・ふともぐ養殖
801	こんぶ養殖
901~907	真珠母貝養殖
1001	真珠養殖
1101~1103	かき・魚類養殖



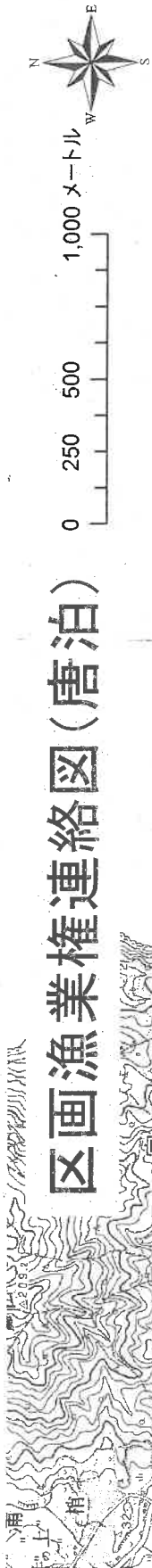
区画漁業権連絡図(野北)



1~3	号	のり養殖
101~115	号	わかめ養殖
201~205	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふとももずく養殖
701	号	わかめ・ふとももずく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1103	号	かき・魚類養殖



区画漁業権連絡図(唐泊)



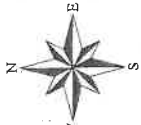
1~3	号	のり養殖
101~115	号	わかめ養殖
201~205	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふともずく養殖
701	号	わかめ・ふともずく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1103	号	かき・魚類養殖

区画漁業権連絡図(玄界島)

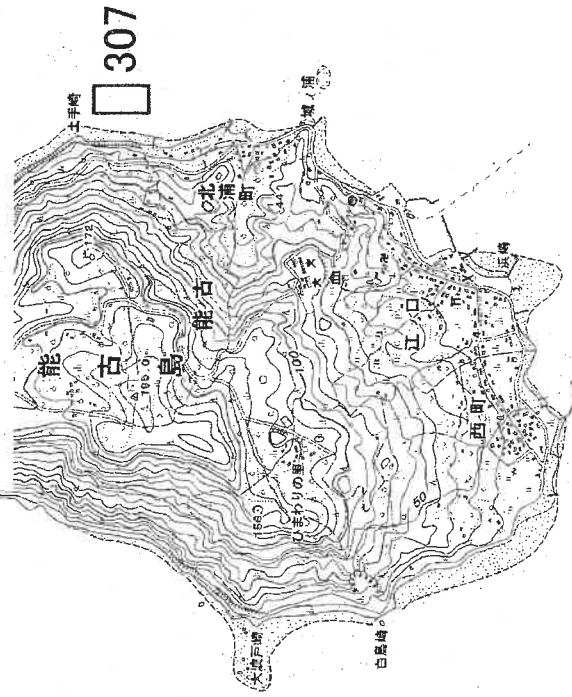


1~3	号	のり養殖
101~115	号	わかめ養殖
201~205	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふとももづく養殖
701	号	わかめ・ふとももづく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1103	号	かき・魚類養殖

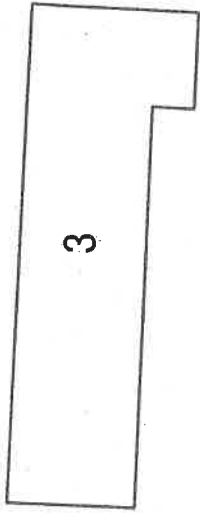
区画漁業権連絡図(姪浜、能古)



1,000メートル
0 250 500



1~3	のり養殖
101~115	わかめ養殖
201~205	魚類養殖
301~314	かき養殖
401	わかめ・あかもく養殖
501	あわび養殖
601~602	ふとももずく養殖
701	わかめ・ふとももずく養殖
801	こんぶ養殖
901~907	真珠母貝養殖
1001	真珠養殖
1101~1103	かき・魚類養殖



西 区



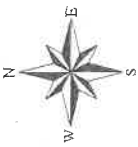
早 良 区

区画漁業権連絡図(箱崎)

1,000メートル



福岡市博多区

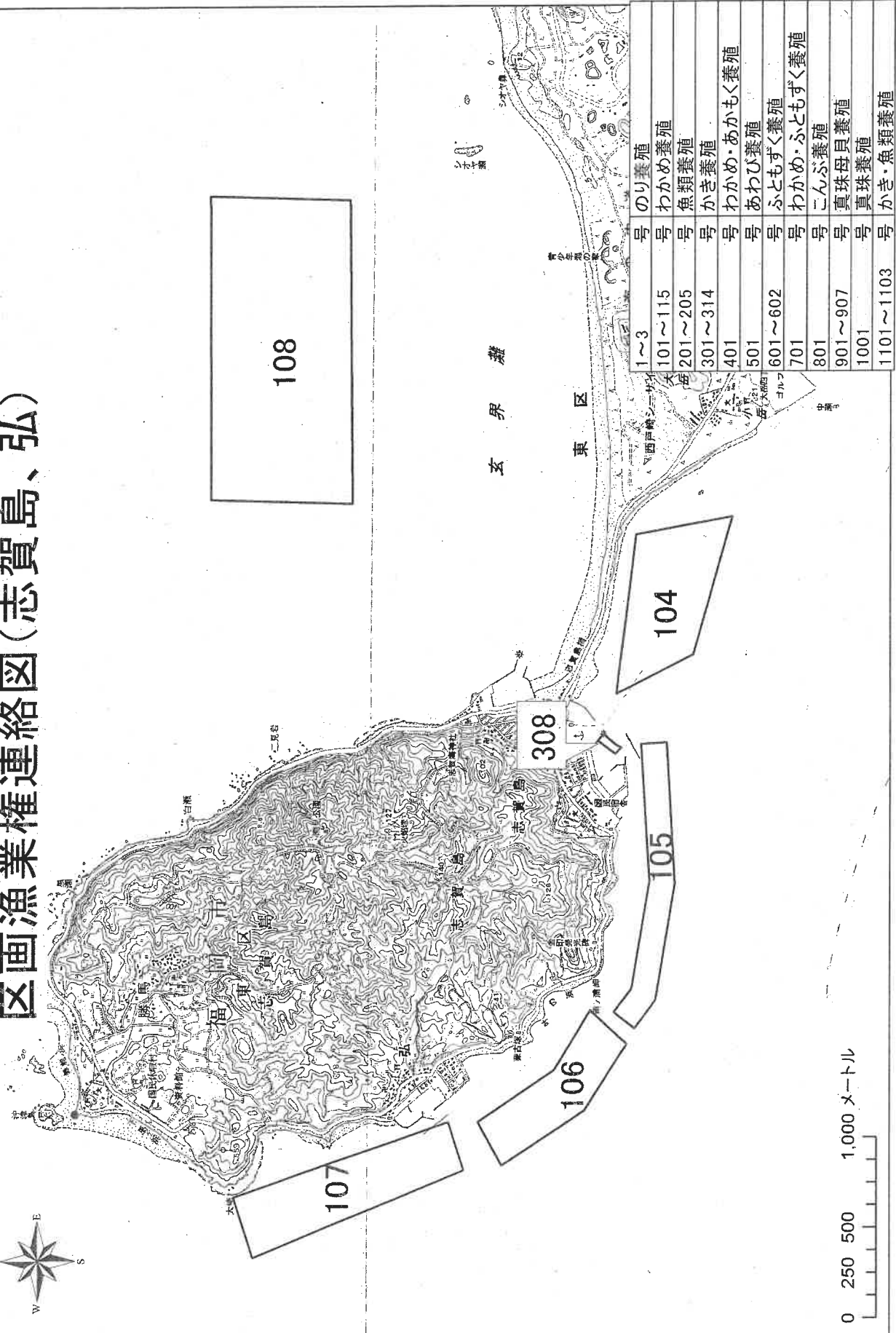
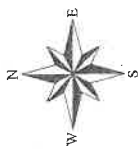


113

1~3	のり養殖
101~115	わかめ養殖
201~205	魚類養殖
301~314	かき養殖
401	わかめ・あかもく養殖
501	あわび養殖
601~602	ふとももづく養殖
701	わかめ・ふとももづく養殖
801	こんぶ養殖
901~907	真珠母貝養殖
1001	真珠養殖
1101~1103	かき・魚類養殖

博多港

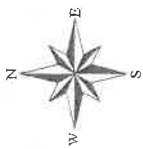
区画漁業権連絡図(志賀島、弘)



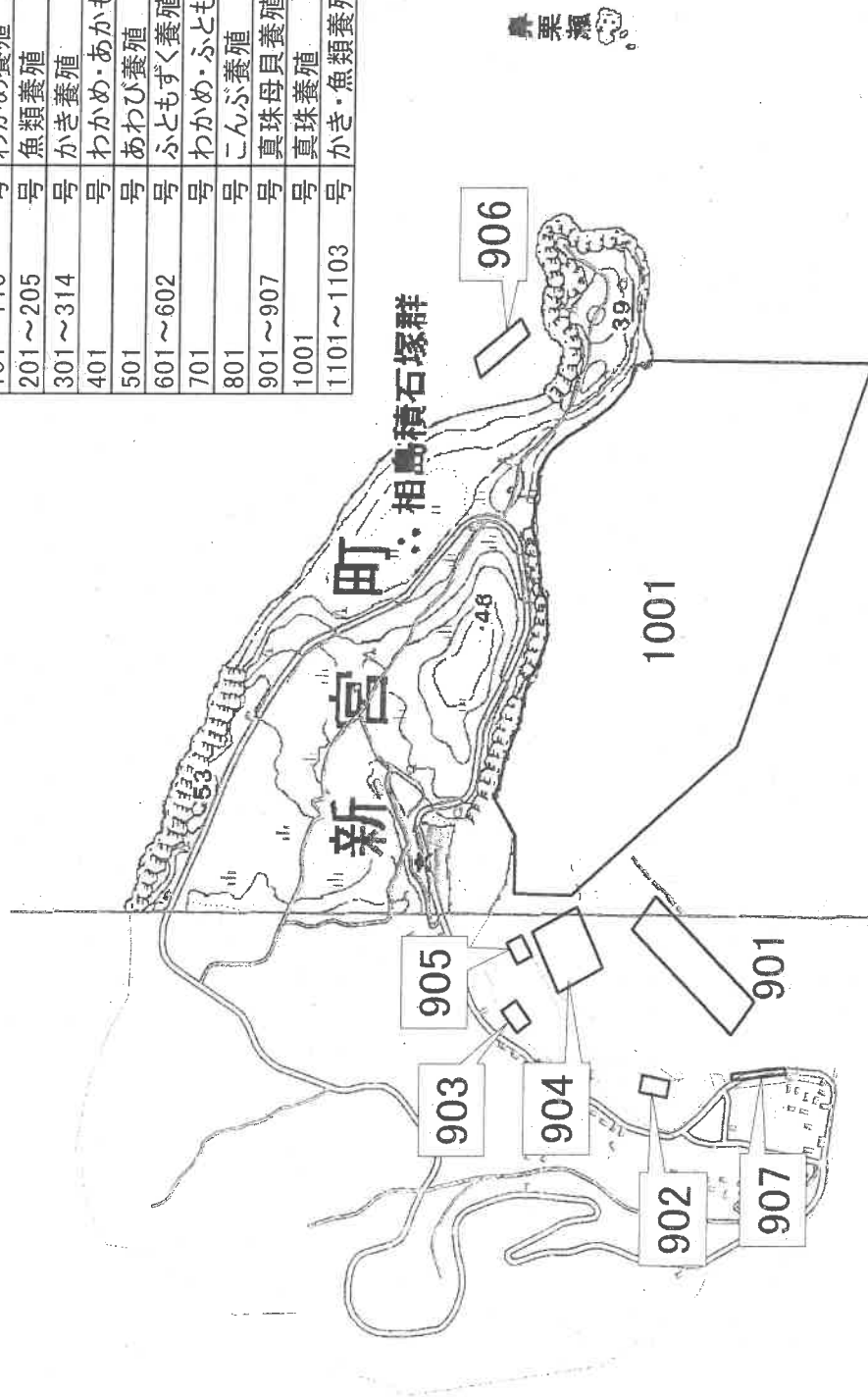
号	のり養殖
1~3	のり養殖
101~115	わかめ養殖
201~205	魚類養殖
301~314	かき養殖
401	わかめ・あかもく養殖
501	あわび養殖
601~602	ふとももづく養殖
701	わかめ・ふとももづく養殖
801	こんぶ養殖
901~907	真珠母貝養殖
1001	真珠養殖
1101~1103	かき・魚類養殖

0 250 500 1,000メートル

区画漁業権連絡図(相島)



1~3	号	のり養殖
101~115	号	わかめ養殖
201~205	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふともづく養殖
701	号	わかめ・ふともづく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1103	号	かき・魚類養殖

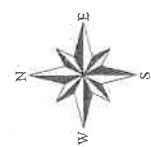


0 125 250 500メートル

区画漁業権連絡図(津屋崎)



1~3	号	のり養殖
101~115	号	わかめ養殖
201~205	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふとももづく養殖
701	号	わかめ・ふとももづく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1103	号	かき・魚類養殖

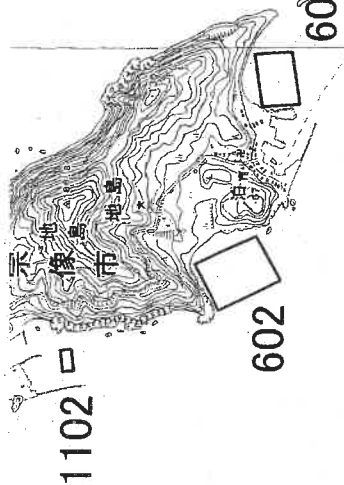


区画漁業権連絡図(大島)



1~3	号	のり養殖
101~115	号	わかめ養殖
201~205	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふともずく養殖
701	号	わかめ・ふともずく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1103	号	かき・魚類養殖

区画漁業権連絡図(鐘崎、地島)

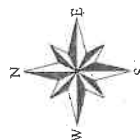


601



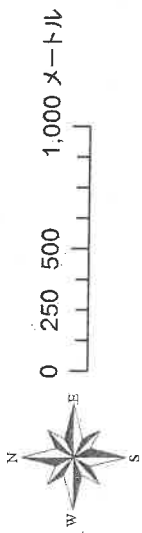
玄界灘

1~3号	のり養殖
101~115号	わかめ養殖
201~205号	魚類養殖
301~314号	かき養殖
401号	わかめ・あかもく養殖
501号	あわび養殖
601~602号	ふとももづく養殖
701号	わかめ・ふとももづく養殖
801号	こんぶ養殖
901~907号	真珠母貝養殖
1001号	真珠養殖
1101~1103号	かき・魚類養殖

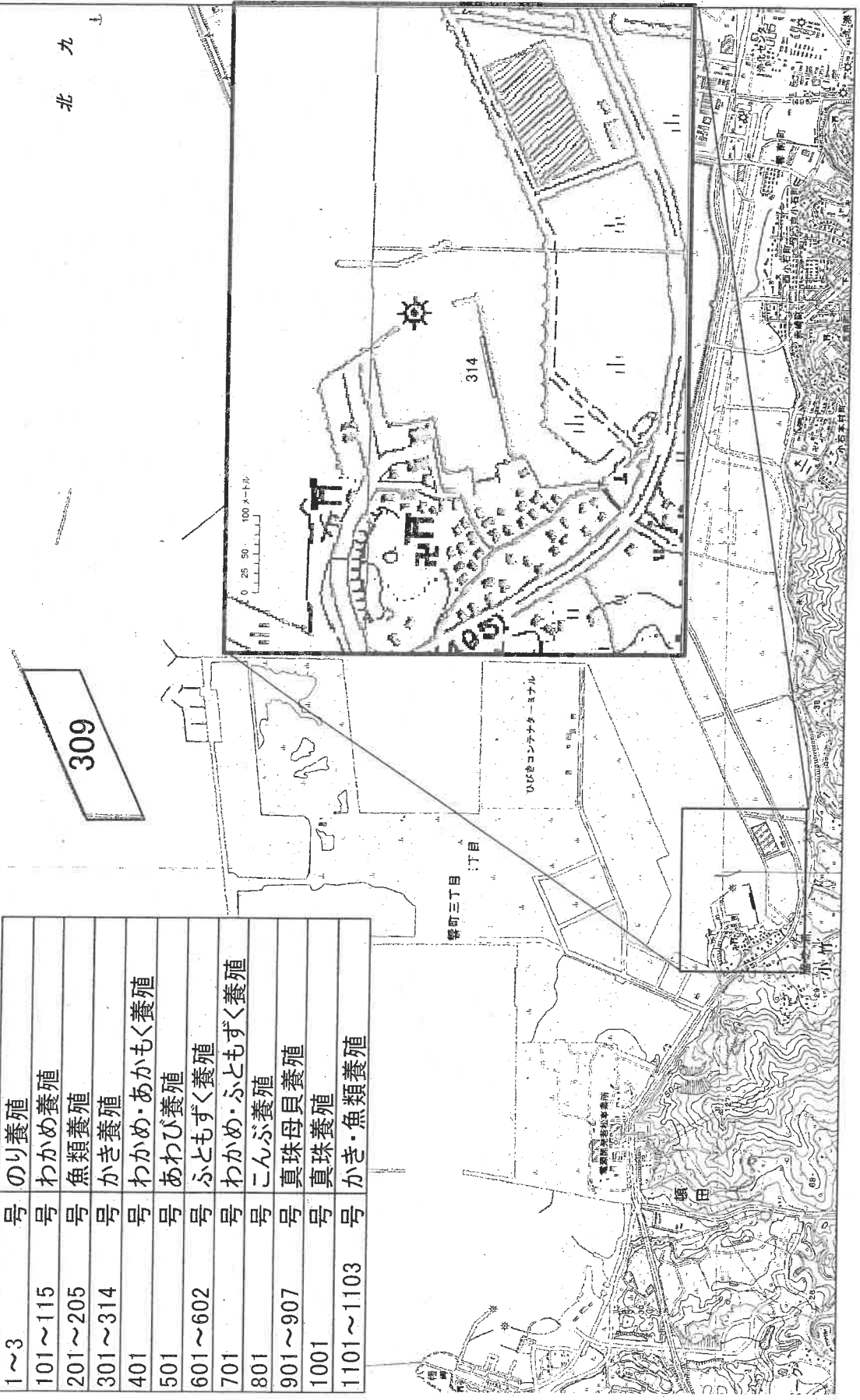


0 250 500 1,000メートル

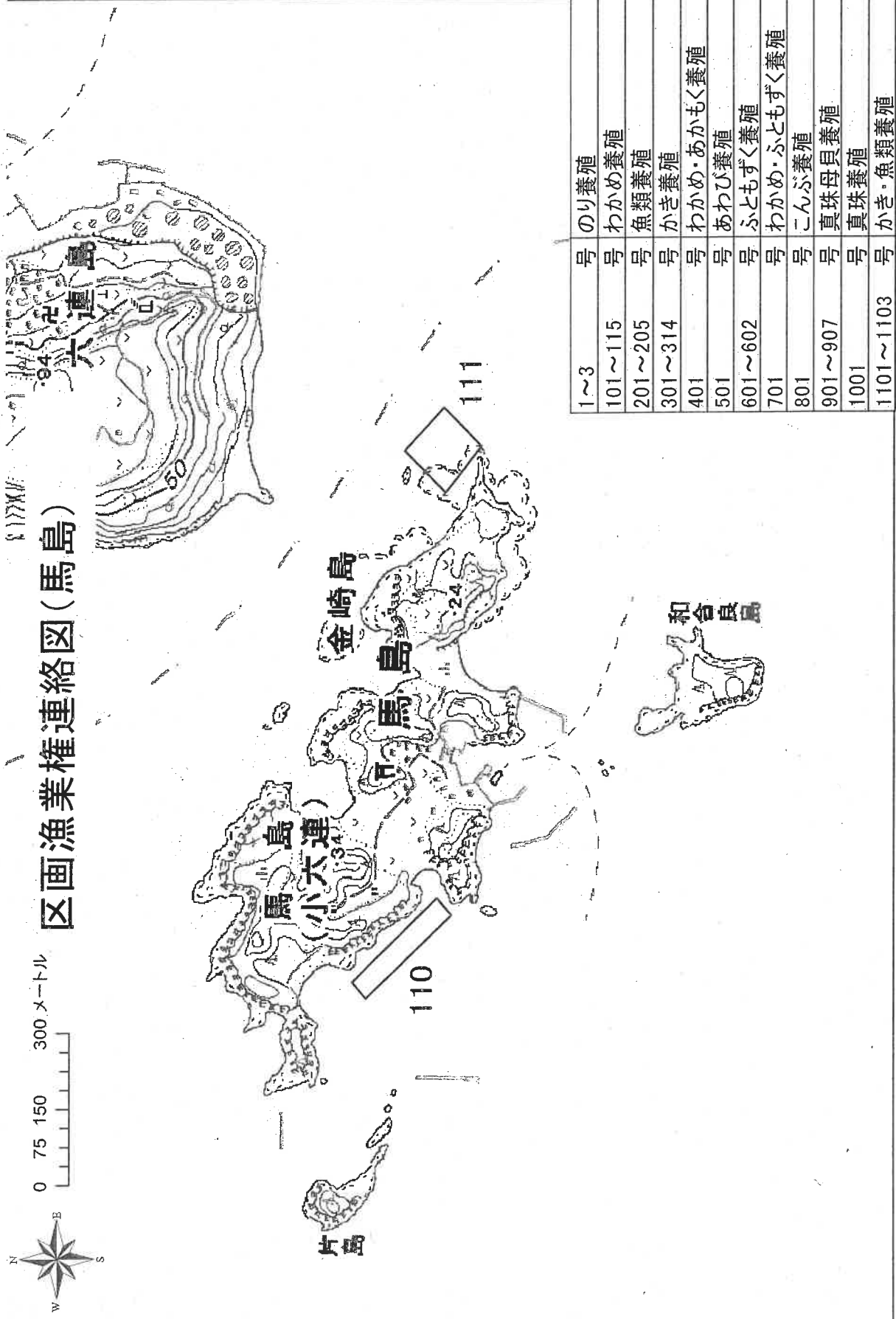
区画漁業権連絡図(脇之浦)



1~3	号	のり養殖
101~115	号	わかめ養殖
201~205	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふともずく養殖
701	号	わかめ・ふともずく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1103	号	かき・魚類養殖

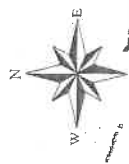


北
九



区画漁業権連絡図(馬島)

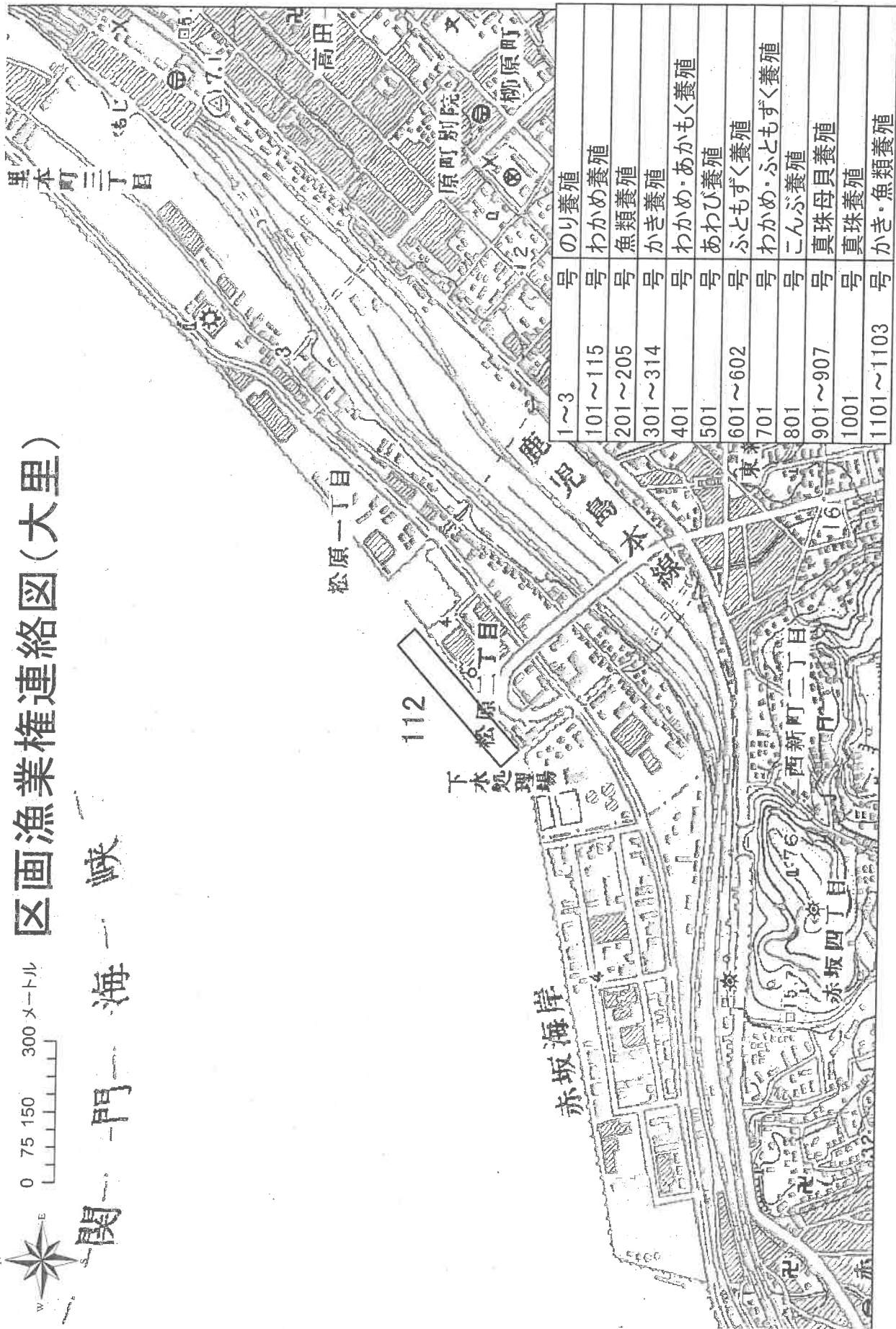
1~3	号	のり養殖
101~115	号	わかめ養殖
201~205	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふとももづく養殖
701	号	わかめ・ふとももづく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1103	号	かき・魚類養殖



0 75 150 300メートル

区画漁業権連絡図(大里)

関門海峡



令和 年度 共同漁業権における資源管理の状況等の報告

漁業権者: ○○漁業協同組合

報告日: 令和 年 月 日
 報告の対象期間: 令和 年 月 日~令和 年 月 日
 所属及び担当者氏名:

1 資源管理の状況等					
・漁業権行使規則の取組実績		行使人数、操業期間、操業時間を規制している場合には、その遵守状況等			
・共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組 ・投石漁場の状況(公共団体整備漁場の管理を受託している場合)		・○○の種苗放流(5cmサイズ、○○千尾(○月○千尾、○月○千尾)、藻場造成(○○を○月に10基設置)、干潟の整備(耕うんを毎月○回実施)、休漁(○○漁業者協議会による合意事項、有害生物の駆除(○月に○○を○千個駆除)等 ・投石漁場の管理を受託している場合(投石漁場の状況(台風等による破損の状況の有無、藻場、対象魚種の生息状況、利用状況)等)			
・その他の取組		海上における密漁監視(○回)、漁村文化の継承に関する体験学習会・出前授業(○回延べ○人)、新規就業者向けの研修会の開催(○回)、漁業者協議会(○回)等			
2 漁場の活用の状況					
漁業権番号	筑共第○号	行使者数	○○漁業協同組合	組合員行使権者数	人
漁業の名称	組合員行使権者数	延べ操業日数	備考		
第一種	えむし、しゃこ、たこ、あかにし、ばい、てんぐにし、あかがい、さるぼう、たいらぎ、かき、あさり、はまぐり、うちむらさき、ばかがい、みるくい、まてがい、なみのこがい、おおのがい、かめのて、まつばがい、こたまがい漁業	○○人	○○人・日	行使規則により、○○漁業の操業日数は、○月○日から○月○日までの○日間に限定されている。	
	なまこ、いせえび、うに、いがい、あわび、とこぶし、びな、さざえ、うみにな漁業	○○人	○○人・日	行使規則により、○○漁業の操業日数は、○月○日から○月○日までの○日間に限定されている。	
	あおのり、ふともずく、もずく、あらめ、くろめ、わかめ、ひじき、あまのり、てんぐさ、むかでのり、ふのり、みりん、おごのり、いぎす、おごのり、あかもく漁業	○○人	○○人・日	行使規則により、○○漁業の操業日数は、○月○日から○月○日までの○日間に限定されている。	
	雑魚桁網	○○人	○○人・日	・行使規則により、○統以下に制限されている ・行使規則により、操業日数は、○月○日から○月○日までの○日間に限定されている。	
	いか曲建網	○○人	○○人・日	・行使規則により、○統以下に制限されている ・行使規則により、操業日数は、○月○日から○月○日までの○日間に限定されている。	

第二種	さわら曲建網	〇〇人	〇〇人・日	・行使規則により、〇統以下に制限されている ・行使規則により、操業日数は、〇月〇日から〇月〇日までの〇日間に限定されている。
	雑魚曲建網	〇〇人	〇〇人・日	・行使規則により、〇統以下に制限されている ・行使規則により、操業日数は、〇月〇日から〇月〇日までの〇日間に限定されている。
	雑魚落網	〇〇人	〇〇人・日	・行使規則により、〇統以下に制限されている ・行使規則により、操業日数は、〇月〇日から〇月〇日までの〇日間に限定されている。
	いか小型定置網	〇〇人	〇〇人・日	・行使規則により、〇統以下に制限されている ・行使規則により、操業日数は、〇月〇日から〇月〇日までの〇日間に限定されている。
	いか大謀網	〇〇人	〇〇人・日	・行使規則により、〇統以下に制限されている ・行使規則により、操業日数は、〇月〇日から〇月〇日までの〇日間に限定されている。
	雑魚大謀網	〇〇人	〇〇人・日	・行使規則により、〇統以下に制限されている ・行使規則により、操業日数は、〇月〇日から〇月〇日までの〇日間に限定されている。
	固定式刺網	〇〇人	〇〇人・日	・行使規則により、操業日数は、〇月〇日から〇月〇日までの〇日間に限定されている。
	あなごうけ	〇〇人	〇〇人・日	・行使規則により、操業日数は、〇月〇日から〇月〇日までの〇日間に限定されている。
	雑魚かご	〇〇人	〇〇人・日	・行使規則により、操業日数は、〇月〇日から〇月〇日までの〇日間に限定されている。

注1: 漁獲量及び漁獲金額を把握できる場合には記載

注2: 漁場の活用状況について、対象種も可能な範囲で区分して記載

注3: 名称の異なる漁業ごとに区分して行使権者数、延べ人数等を記載することが困難な場合には、複数の漁業についてまとめて記載してもよい(例:「さざえ、うに、なまこ漁業」の区分で記載)。

令和 年度 区画漁業権における資源管理の状況等の報告

漁業権者: 〇〇漁業協同組合

報告日: 令和 年 月 日
 報告の対象期間: 令和 年 月 日~令和 年 月 日
 所属及び担当者氏名: _____

1 資源管理の状況等	
・漁業権行使規則の取組実績	行使人数、操業期間、操業時間を規制している場合には、その遵守状況等
・区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組	・漁場清掃(〇回)、漁場環境調査(〇回)、有害生物の駆除(〇月に〇〇を〇千個駆除)等
・その他の取組	・漁村文化の継承に関する体験学習会・出前授業(〇回延べ〇人)、新規就業者向けの研修会の開催(〇回)、漁業権管理委員会(〇回)等

2 漁場の活用の状況				
	漁業権番号	組合員行使権者数	延べ操業日数	備考
第一種	筑区第〇〇号 (のり養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・張り込み枚数〇〇枚 ・生産枚数〇〇枚
	筑区第〇〇号 (わかめ養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・種糸〇〇m ・生産量〇〇kg
	筑区第〇〇号 (小割式魚類養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・筏〇〇台 ・飼育尾数 △△(魚種名)〇〇尾 ・生産量 △△(魚種名)〇〇kg
	筑区第〇〇号 (かき養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・筏〇〇台 ・生産量〇〇kg
	筑区第〇〇号 (ふともずく養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・張り込み枚数〇〇枚 ・生産量〇〇kg
	筑区第〇〇号 (〇〇養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	

注1:漁獲量及び漁獲金額を把握できる場合には記載

漁業法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート

漁業権番号: ○第○○号 漁業権者: ○○漁業協同組合 調査年月日: 2021(令和3)年 月 日
 所屬及び担当者氏名:

チェック項目	合理的理由の有無 (*4)	該当する場合に 「✓」	判断根拠 (*5)
1 資源管理の状況等の報告 (1) 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている。	/		
2 法第91条第1項第1号の判断基準 (1) 漁業関係法令を遵守している。			
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している。			
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である。			
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる。			
(5) 資源管理を適切に実施している。			
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)。			
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない。			
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない。			
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない。			
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない。			
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている。			
(12) その他			
3 法第91条第1項第2号の判断基準 (1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(*2・3・4)。	/		
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状況を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(*4)。			
(3) 漁場の全てを利用している(*4)。			
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている。			
(5) その他			
4 評価		問題なし / 指導	
評価理由			

*チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。
 *チェックの結果、チェックが欠けている場合には、原則として改善されるよう法第91条に基づく指導を行うとともに、改善状況について、以下の様式を用いて確認する。1つ以上空欄があるにもかかわらず、「問題なし」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。
 *チェックの結果、指導・勧告を受けたとしても、それが改善されれば「適切かつ有効」と判断される。
 (*1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。
 (*2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。
 (*3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。
 (*4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。
 (*5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

(参考)

○漁業法

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(指導及び勧告)

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

○漁業法施行規則

(資源管理の状況等の報告)

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 漁業権の種類及び免許番号

二 報告の対象となる期間

三 資源管理に関する取組の実施状況

四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況

五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

六 その他必要な事項

3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。

第22期第1回筑肥連合海区漁業調整委員会

日時：令和4年2月1日（火） 15：00～

場所：（ウェブ会議）

福岡県庁漁業調整委員会室

佐賀県高等水産講習所

水産庁九州漁業調整事務所

議 題

(1) 仮議長の選出について（協議）

- ・ 富重委員（福岡県筑前海区）を仮議長に選出

(2) 会長の選任について（協議）

- ・ 川寄委員（佐賀県松浦海区）を会長に選出

(3) 副会長の選任について（協議）

- ・ 富重委員（福岡県筑前海区）を副会長に選出

(4) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議）

- ・ 原案の通り、協定を更新することを承認

(5) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5トン以上）の操業について（協議）

- ・ 福岡県海域に入漁する小型いかつり漁業の許可枠を20隻することを決定

(6) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議）

- ・ 原案の通り、協定を更新することを承認

(7) 第38回筑肥漁場協議会について（報告）

- ・ 標記協議会が、1月13日に糸島漁協で開催され、いかかご漁業協定書を更新することが決定されたことを報告

(8) その他

- ・ 特になし